

平成24年第2回宇治田原町議会定例会

目 次

○第2日（平成24年6月12日）

議事日程（第2号）	19
日程第1 一般質問	21
1. 安本 修 議員	21
2. 今西 久美子 議員	30
3. 垣内 秋弘 議員	41
4. 田中 修 議員	48
5. 森山 高広 議員	57
6. 原田 周一 議員	60

平成24年第2回宇治田原町議会定例会

議事日程(第2号)

平成24年6月12日

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 安本 修 議員
2. 今西 久美子 議員
3. 垣内 秋弘 議員
4. 田中 修 議員
5. 森山 高広 議員
6. 原田 周一 議員

1. 出席議員

議長	12番	西谷 信夫	議員
副議長	1番	青山 美義	議員
	2番	原田 周一	議員
	3番	今西 久美子	議員
	4番	安本 修	議員
	5番	上林 昌三	議員
	6番	田中 修	議員
	7番	弦川 孝治	議員
	8番	森田 木一	議員
	9番	森山 高広	議員
	10番	垣内 秋弘	議員
	11番	下岡 周之	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町 長 奥田 光治 君

副町長	坊嘉宏君
教育長	西出維久雄君
総務課長	山下康之君
理事兼企画・財政課財政課長	野間雅彦君
企画・財政課企画課長	馬場浩君
会計管理者兼 税務・会計課長	大江輝博君
戸籍・保険課長	清水清君
福祉課長	奥谷明君
健康長寿課長	谷村富啓君
建設・環境課建設課長	黒川剛君
建設・環境課環境課長	三好茂一君
産業振興課長	木元保男君
上下水道課長	野田泰生君
教育次長	光嶋隆君
教育課長	中辻正君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	久野村観光君
庶務係長	廣島照美君

開 会 午前10時00分

○議長（西谷信夫） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（西谷信夫） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。4番、安本修君の一般質問を許します。安本君。

○4番（安本 修） 通告に従いまして、一般質問を行います。

第1に、原発について、原発ゼロを目指すべきと考えるがどうか。また、原発再稼働に反対の立場に立つべきだと思いますが、どうか。お聞きをいたします。

去る6月8日、首相は関西電力大飯原発の再稼働を明言いたしました。福島原発事故の原因究明が尽くされておらず、地震や津波に対する安全対策や万が一の場合の避難計画も見直しが終わっていません。原発の推進機関と規制機関が分離していないという問題も解決しておりません。各地の原発で新たな活断層の存在が指摘をされ、危険性の認識は一層高まっております。山田知事も含め関西の自治体の首長が再稼働に同意いたしました。しかし、これは、ことしの夏の電力確保のための限定的な再稼働というのが理由でありました。しかし、首相は限定的な運転では国民生活は守れないということで否定をいたしました。関西の自治体は結果的に再稼働に利用されただけであります。原発の再稼働は私たち住民の命を脅かすものであります。住民の命を守る自治体の長として原発再稼働に反対の意思表示をすべきだと考えますが、どうでしょうか。

次に、消費税の増税についてどのように考えるのか質問いたします。

消費税の問題点としては、第1に、4年間引き上げないとしていた2009年総選挙当時の民主党の公約に違反すること。第2に、生活費には課税しないという税制の原則を否定し、低所得者ほど負担が重くなる逆進性の対策を政府として何ら示していない。第3に、中小企業が消費税を価格に転化できないという問題も何も解決できていない。そして、第4に、経済全体から見た場合、消費が冷え込み、税収全体も落ち込むという、これまで以上の悪循環に陥るのは目に見えております。

消費税増税は住民にとって大変な負担です。町全体の経済も落ち込む、税収がますます落ち込むことにつながるわけであります。消費税増税に頼らなくてもやっていける方法をきちんと考え実行するように国に物申すことが求められております。どのように考

えるのかお聞きをいたします。

3点目に、都市計画道路山手線の建設をどのように進めるのか。国道307号線の渋滞解消と新都市開発を進めるためには、どうしても山手線の建設が必要であると考えます。延伸の具体的計画はどうなっているのかお聞きをいたします。

最後に、凍結解除を受けて新名神の建設はどのように進むのか。環境アセスメントはどのように進められていくのかお聞きをいたします。

この間、凍結解除された新名神でありますけれども、住民に対して、その経過が何も説明されておりません。町に対して、また地域の住民に対して、何らかの説明が今後あるのかどうかお伺いいたします。

また、環境アセスについては前回いつ実施されてきたのか。当時のアセスの予測年次はどうなっているのか。当時と現在とではかなり年数もたっており、新名神ルート近辺は、この間どのように変わってきているのか。環境アセスメントを改めて実施されるべきだと考えますが、どうでしょうか。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（西谷信夫） 町長。

○町長（奥田光治） 皆さん、おはようございます。

梅雨の雨の降る中、議員の皆様方におかれましては、本日は平成24年第2回町議会定例会におきます一般質問ということで、公私ともに何かと御多用のところ御参集いただきまして厚くお礼を申し上げます。

本日は6人の議員各位から大変多岐にわたりまして御質問をいただくこととなっておりますが、どうか最後までよろしくお願いを申し上げます。

それでは、まず、ただいまの安本議員の御質問に御答弁を申し上げます。

まず、原発問題についてであります。昨年の3月11日に発生をいたしました東日本大震災に伴います福島第一原発の深刻な事故は、住民生活や地域経済に甚大な被害をもたらしますとともに、1年3カ月余りを過ぎた今もなお、事故からの収束、復旧、復興への道のりは大変険しく、非常に厳しい状況が続いております。

本町におきましては、少し離れた福島県ではありますけれども、若狭湾には多くの原発が集中をして立地しており、一たび大事故が発生すれば住民生活や経済活動への影響が危惧されるところでございます。

こうしたことを踏まえますと、原子力発電に依存をしない持続可能な安心・安全な電力供給体制を可能な限り早期に実現するよう、国に対してしっかりと求めていく必要が

あると考えているところでございます。

しかしながら、今すぐに原発をゼロとする考え方については、総発電量の約3割を占める原子力発電は、資源の乏しい我が国におきましては、社会経済活動を支える安定的な基幹電源でありますこと、また代替電源として期待されております太陽光などの自然エネルギーはわずか1%程度にすぎないといった実情を踏まえますと、直ちに原発ゼロというわけにはまいらないのではないかと考えているところでございます。

国のエネルギー政策につきましては、原発の安全性を徹底的に確保する中で、当面の間、必要最低限の原発は維持をしつつ、太陽光発電や液化天然ガスによる火力発電などの原子力代替エネルギーを順次拡大していき、中長期的な視点で原発の依存度を段階的に引き下げていく、いわゆる「縮原発」の方向の考え方で進めていくべきであるというふうに考えております。

大飯原発の再稼働につきましては、基本的な考え方といたしましては、徹底した安全性の確保と立地地域の自治体の同意を得ることを前提として、最終的には政府が総合的な判断のもとで、再稼働の是非を安全性について責任を持って徹底すべきものと考えているところであります。

また、原子力発電の占める割合が高かった関西電力管内におきましては、この夏、約15%の電力不足が見込まれるなど、大変厳しい電力環境が予想され、計画停電の実施も現実味を増している状況にあります。仮に計画停電が実施された場合、病院をはじめとする医療や福祉施設をはじめ、住民生活や地域経済に与える影響は非常に大きいものがあることから、各方面から不安の声が上がっているところでございます。

このような危機的な電力不足の状況を踏まえまして、関西広域連合では、去る5月30日の声明で、条件つきながらも再稼働に理解を示されたところであります。今後、政府は、運転再開に踏み切る場合であっても、その判断はあくまで暫定的なものとして、電力不足時における限定的な措置として慎重に対応していくべきであり、国民の安心・安全を最優先に原発の安全性の確保に最大限の努力を図っていくべきであると考えているところでございます。

次に、消費税増税についてでございますが、目下開会中の通常国会におきまして、国家財政を健全化し、将来の社会保障の安定財源を確保する必要があることから、社会保障と税の一体改革の柱となります消費税増税関連法案の審議が行われているところであります。

我が国の財政状況は、今年度の予算規模約90兆円に対しまして、税収は半分にも満

たない42兆円であり、不足分は税収を上回る国債の発行、つまり借金で賄うといった危機的な財政状況に陥っております。さらに、今後、少子高齢化が一層進展していく中で、年金、医療、介護などのいわゆる社会保障サービスに係る費用は、年々増加の一途をたどることは明白であり、将来にわたり持続可能で安定した社会保障制度を築いていくためには、その財源として必要となる消費税の増税は、もはや避けて通ることはできないものと考えているところであります。

しかしながら、消費税の増税は中小企業経営や経済成長、国民生活などに大きな影響を与えますことから、その実施時期に関しては、世界的な金融不安のもと大変厳しい地域経済の状況を十分に見きわめる必要があるとともに、現在、懸命に進めています東日本大震災からの復旧・復興や低所得者への配慮についても十分に検討する必要があると考えております。また、国においては、国民に大きな負担を求める以上、しっかりとした行財政改革をまず行い、これまで以上の歳出削減努力を図るべきであると考えております。

いずれにいたしましても、社会保障と税の一体改革については、消費税増税の実施時期等を含め、さまざまな課題について、今後、与野党協議や国会での議論が進められるものと思いますが、本町におきましても、国民生活に最も身近なところで行政を担っている基礎的自治体として地方六団体と十分に連携をし、国と地方の協議の場などを通して地方の意見をしっかりと主張していく必要があると考えているところであります。

その他の質問につきましては、担当課から御答弁申し上げます。

すみません、答弁の中で福井県と言うところを福島県と言いました。訂正させていただきます。

○議長（西谷信夫） 黒川建設課長。

○建設・環境課建設課長（黒川 剛） 都市計画道路宇治田原山手線に係る質問に答弁させていただきます。

宇治田原山手線につきましては、安本議員御指摘のとおり、本町のまちづくりを進めるに当たり大変重要な役割を担う路線でございます。昨年8月には、宇治木屋南バイパスとして一部供用していただき、国道307号から緑苑坂までの区間と合わせ約2.7キロが整備されております。総延長約7.5キロに対し、約36%の整備となっております。

新市街地として位置づけしております贅田・立川につきましては、本年3月末に工業地域として都市計画決定を行ったところでございますが、開発許可がおり次第、工事着

手されることとなります。新市街地の整備が進みますと国道307号への負荷が一層高まることは容易に想像できる状況でございます。そのため、かねてより京都府に対し、整備促進を要望してきているところでございますが、要望だけでなく、町みずからも可能な区間の事業化に向けて鋭意取り組みを進めてまいりたいと考えております。当面、新市街地の区域内について何とか事業化に向けて具体化してまいりたいと考えているところでございます。

今後、新名神高速道路の工事とあわせ可能な限り関係機関とも連携を図り、緑苑坂から北進部分につきましても整備手法を協議しつつ実現に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新名神高速道路の建設に係る質問に答弁させていただきます。

新名神高速道路は、平成3年に都市計画決定が行われ、平成5年には、当時の日本道路公団に対し、建設大臣から施工命令が出され、現地調査が進められてきました。しかしながら、平成15年に抜本の見直し区間とされ、当面着工を見送る区間と位置づけられ、事業計画の見直しが求められてきたところでございます。

この間、事業者サイドでは、道路規格の見直しを実施するなどにより事業費の圧縮を行ってきました。加えて、東日本大震災の発生による高速道路の重要性及び代替道路の必要性というものが再認識されてまいりました。また、現名神の老朽化への対応や第二京阪道路開通後の渋滞発生が頻繁に起こるなどの状況について、沿線市町や京都府関係機関とともに新名神の必要性を強く訴えてきたことから、国において事業者の取り組み及び沿線自治体の意向を総合的かつ適切に判断された結果、凍結解除がされたものと考えておるところでございます。

今後、地元に入り、住民の皆様の協力を得る中で事業を進めることとなります。本町では、環境面をはじめ、道路、水路等をはじめ各種意見交換を地元と行ってきた経過があります。日本道路公団からネクスコと組織及び名称は変更になってはいますが、これまでの懸案事項の引き継ぎは行っていると聞いており、今後、諸課題の解決を行いながら、早期開通に向けて、町からも言うべきことは言うとのスタンスを基本としながら取り組んでまいります。

環境アセスメントにつきましては、そもそもアセスメントの前提が都市計画決定を行うためのものであり、今回の事業再開に当たっては必須ではないとの考えが示されているところでございます。

しかしながら、前回実施した環境アセスメントが、昭和63年から平成2年に実施し、

平成22年を想定したものであります。当時にはなかった銘城台や緑苑坂といった住宅団地、集団茶園、また都市計画制度の導入等々の変化要因があることから、事業実施主体となるネクスコ西日本に対しては、変更要因に対する考え方、対応策を講じるよう求めていくこととしており、事業実施に向けての環境への考え方を取りまとめることは地元からの要請事項になるとの町の考え方を伝えているところでございます。ネクスコにおいて、今後、具体的な対応策を検討していただくことになると考えております。

事業再開に際し、地元とも十分協議をさせていただき、過去の経過を踏まえ、建設に伴う諸課題を再度整理し、適切な対応を行っていくことを第一に事業を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（西谷信夫） 安本君。

○4番（安本 修） それでは、第2回目の質問に入ります。

原発問題ですけれども、町長は答弁の中で、少し離れた福井県ではあるけれども、一たび福島のような大事故が発生したら住民の命が守れないというふうに言われました。そのとおりだと思います。だからこそ今、原発ゼロの政治的な決断が必要やというふうに思うわけでありまして、今の原発はすべて停止をしております、原発ゼロの状態にあります。資源の乏しい日本だからこそ、ウランなど核燃料に頼るのではなく、日本の自然を生かしたいいわゆる自然エネルギーを工夫すべきであります。

町としても、この間、自然エネルギーを利用しようということで、小さなダムでありますけれども、予算化をされております。また、町長が「縮原発」というふうに言われましたけれども、これはすぐにはできないけれども、行く先やはり原発にかわるエネルギーをつくろうという、そういう意思を表明されたんじゃないかというふうに理解をするわけでありまして、原発ゼロを決断すれば、さまざまな展望、工夫が生まれてくるのは間違いないと思っております。福島の教訓を無駄にはできません。

この夏の電力不足による計画停電のことにも言及されましたけれども、この数字そのものの根拠、これも明らかではありませんし、昨年もそうでしたけれども、専門家の中には、夏場の数時間のピーク時対策、これは今から準備すれば十分対策可能だという指摘もあるわけでありまして、今、原発を再稼働すれば、暫定的なものという考え方は今政府にはありませんし、次いつとめられるのか、こういう展望もないわけでありまして、したがって、以上から、今こそ原発再稼働ノ一的意思表示をすべきだというふうに考えるところであります。これは答弁は要りません。

それから、消費税問題ですけれども、消費税の増税はもはや避けて通れないという、

そういう答弁でしたけれども、消費税増税以外の道がないのかどうか。第一には、やはり当然無駄遣いの一掃、これはもちろんでありますけれども、同時に税の応能負担の原則、また所得税の累進強化、これを貫くことが大事だというふうに思っております。富裕層と大企業に応分の負担をしてもらう、これが第一やと。

それから、第2には、国民の所得をふやす経済改革を進めることが大切やと思います。具体的には、大企業が今持っております260兆円にも及ぶ内部留保を社会に還流させる、すなわち雇用を確保したり最賃を引き上げたり、そういう生きたお金として還流させていくというのが大切やというふうに考えます。そういう中で国民の所得をふやし、内需を主導する、内需主導の経済を軌道に乗せるということが必要やと思います。今までの政治の枠の中でやるのではなくて、抜本的な改革によって展望が開けるのだというふうに考えるわけでありまして。これも答弁は要りません。

山手線について、第2回目の質問ですけれども、当面、新市街地の区域内で何とか事業化したいと、こういうふうに答弁していただきましたけれども、それから緑苑坂の北進部分についても、事業化を進めるために整備手法を協議するという答弁でしたけれども、今年度、町長も所信表明していただいているので、どういうふうに事業を進めていくか、具体的な計画を持たなあかんというふうに思うんですけれども、その辺の具体的な計画、スケジュールはないのかどうか、お聞きをいたします。

○議長（西谷信夫） 黒川建設課長。

○建設・環境課建設課長（黒川 剛） ただいまの御質問について御答弁させていただきます。

宇治田原山手線は、町道として都市計画決定をしているものの、財政規模の小さな本町につきましては町単独で全線の整備を実施することは非常に困難であると考えているところでございます。もともと宇治田原山手線は、新名神高速道路のアクセス道路として国道307号線を補完する位置づけで決定したものでございます。新名神高速道路の着工も決まったことから、今まで以上に京都府に対して協力をお願いする中で整備促進を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

○議長（西谷信夫） 安本君。

○4番（安本 修） もともと山手線は新名神のアクセスということで位置づけられてきたということですがけれども、新名神そのものが凍結解除されたのは、この4月ですので、この間やはり307のアクセスとして町は位置づけて、何とかしようということで取り組んでこられているものだというふうに思うわけですがけれども、府にお願いするという

のは、これはよくわかるんですけども、そういう点で、やはり町として一定、新都市の市街地をまずやろうということですけども、これをやる上でも、やはり計画をつくらなあかんというふうに思いますので、例えば今からでも計画どうするのやというふうに考えると、計画そのものはいつごろから始める予定やということぐらいはせめて答弁すべきやと思うんですけども、全くそれは府にお任せで、府が言うてこん限りしないんやということなら別ですけども、せめて今年度内にそれはもう計画をまずつくるといことが、これは必要やと思うんですけども、その点どうでしょうか。

○議長（西谷信夫） 黒川建設課長。

○建設・環境課建設課長（黒川 剛） 今年度の事業実施につきましては、関係機関と協議しながら、また道路計画をするに当たりましても、さまざまな課題等もございますので、その諸課題につきまして鋭意今精査しているところでございます。

○議長（西谷信夫） 安本君。

○4番（安本 修） それでは、新名神の質問に移ります。

環境アセスについては、都市計画決定が済んでいるのでやる必要がないということですけども、やはり新しく、何年もたっているわけですから、環境がやっぱり大事やと、環境をきちっと調べることが大事やと、そういう法的なことは別にして、再度やるようにネクスコに対しても強く要望してもらいたいというふうに思います。

新名神も税金を使わんとやるんやということですけども、その点もう少し、建設費用がどうなっているんやとか、そういう今心配もしておるところですけども、資金の流れについて、わかる範囲で答えていただきたい。それから、事業そのものがかなり変更になるということも聞いておりますので、その点わかる範囲でお答え願いたいと思います。

○議長（西谷信夫） 黒川建設課長。

○建設・環境課建設課長（黒川 剛） まず、環境アセスメントについてでございます。

環境影響評価法附則におきまして、今回の事業再開による新名神高速道路の計画につきましては、再度、環境影響評価をする対象ではないと規定されているところでございます。今後、地元住民の皆様方に事業を推進する上で御協力願うためには、事業実施者であるネクスコ西日本が環境影響への対策を実施していくこととなります。

町といたしましても、適切な対応をネクスコ西日本に求めるとともに、京都府と連携のもとに対応を図ってまいりたいと考えております。実施内容などにつきましては、現時点では明確になっておりませんが、都市計画決定手続の際に提出しております町とし

ての意見を基本として、今後、関係機関と協議して取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

事業費の削減でございますが、4月に事業再開が決定されました大津城陽及び八幡高槻間全体でございますが、当初事業費1兆600億円から約35%、額にして3,800億円のコスト削減が行われております。具体的見直し内容につきましては、道路構造規格の見直し、休憩施設の統合などが行われています。当該見直しについては、抜本的見直し区間に位置づけされた際に見直しを実施された事項であり、今回の事業許可に際して事業費の変更はされておられません。

高速道路の建設が税金を投入せずにできるかについてですが、高速道路会社が市中金融機関より資金を調達し、建設を行います。完成した際には、道路施設と債務を日本高速道路保有・債務返済機構に移管されます。機構は、道路を道路会社に貸し付け、道路会社は貸付金を支払うという形になります。当該資産の移管は、新たに建設された高速道路のみでなく、現名神をはじめ既存高速道路も移管されており、全線の料金収入により債務を返済する仕組みになっております。今回の事業計画の承認に先立ち、高速道路会社と当該機構との間で協定が締結され、両者の合意形成がなされ、着工が現実のものとなったところでございます。

○議長（西谷信夫） 安本君。

○4番（安本 修） 特に税金を使わずにということについては、借金をして返済機構に移管をして、そこに借金を返すというやり方ですね。こういうことで、聞くところによりましたら45年とか50年とかいう形で返済をしていくんやということらしいです。そんな先まで見通しがどうなんやというふうにいえば、これはもう本当に結局は税金を、この機構そのものが、今は法人ですけれども、税金でつくられたものですし、そういう税金を使った形で、お金に名前はないけれども、既にそういう借金そのものも国の機構によってつくられる。機構から借金するんやと、返済するんやということですから、その先まで含めて、結局のところ国民がしりぬぐいをせんなんようなことにならないように、当然監視はしていく必要はあると思いますし、同時に、これは取りつけ道路を工事用道路も含めてネクスコがしていくことになると思うんですけれども、その辺の負担も、町としても当然山手線がそうなるんかなというふうには思いますけれども、その点、きちんとやはり町の負担がどうなんのやというところも話をしながら、その点では担当者の方には苦勞をかけますけれども、その点、必要な点できちんと話をしたいというふう思うわけです。

以上です。終わります。

○議長（西谷信夫） これで安本修君の一般質問を終わります。

引き続きまして、3番、今西久美子君の一般質問を許します。今西君。

○3番（今西久美子） 3番、今西久美子です。通告に従いまして一般質問を行います。

まず1点目は、通学路の安全対策についてであります。

ことし4月23日、京都府亀岡市で集団登校中の小学生の列に車が突っ込み、付き添っていたお母さんを含む10人の死傷者を出しました。また、同じ月の27日朝には、千葉県館山市のバス停でバス待ちをしていた児童と保護者に、そして愛知県岡崎市では横断歩道を渡っていた小学生の列に車が突っ込み、それぞれ1年生の男児が下敷きになって亡くなる、また3年生女兒と5年生男児が重軽傷を負うという、こういう事故がございました。整然と並んで登校していて何の落ち度もない小学生が次々と犠牲になった痛ましい事故が続き、マスコミでも大きく報じられました。

平野文部科学大臣は、4月27日、急遽、学校の通学路の安全に関する緊急メッセージを発表し、同日閣議決定した学校安全の推進に関する計画を踏まえ、各地域の学校、警察、道路管理者などに通学路の安全確保に全力を尽くすよう求めました。また、先月28日には、文部科学省、国土交通省、警察庁は、全公立小学校で8月末までに通学路で危険な場所を調査する方針を決め、調査結果をもとに通学路の安全対策などを検討するとしています。

宇治田原町におきましても、既に通学路等の安全点検など実施をしておられるかと思いますが、その状況と課題のある箇所について、さらに今後の安全対策の考え方についてお聞きをいたします。

2点目に、水道料金の見直しについてお聞きをいたします。

まず、基本水量と基本料金の引き下げについてお聞きをしたいと思います。

宇治田原町の上水道の基本水量は、口径13ミリの場合、2カ月で20^m、口径20ミリの場合、40^mとなっています。近隣を見ても、井手町では10^m、宇治市、久御山町で16^mとなっており、口径が違っていても家庭用の基本水量は同じであります。ほかの自治体の多くが10^mから20^mの間でありまして、宇治田原町における口径20ミリの場合の基本水量40^mというのは府下の中でも非常に高い数値となっております。その結果、家族が減っても節水の努力をしても水道料金が安くないというのが住民の実感であります。

そこで、お聞きをいたします。基本水量に達していない世帯の割合はどのくらいある

でしょうか。節水の努力が水道料金に反映されるよう高い基本水量を引き下げるべきと考えますが、どうでしょうか。

次に、有収率の向上についてお聞きをいたします。

この間、宇治田原町の有収率は82%前後で推移をしております。有収率の高低は、直接水道事業の経営に影響いたします。これを高いレベルに維持することは、水道事業者の責務であると考えます。配水をしても収益にならない、その分がロスとなるわけですが、総配水量の中で防火用水など公共のためのものと漏水に分かれると思いますが、それぞれの比率はどの程度と想定しておられるでしょうか。また、漏水の分を金額に算定すると年間どのくらいのロスになるのか、お聞きをいたします。

次に、水道料金の減免についてお聞きをいたします。

宇治田原町給水条例には「第34条、管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる」とありますが、どのような場合に適用されるのでしょうか。ひとり暮らし、高齢者だけの世帯、住民税非課税世帯等で、年間を通じて基本水量以下の世帯を対象に減免の適用を求めて1回目の質問といたします。

○議長（西谷信夫） 光嶋教育次長。

○教育次長（光嶋 隆） 御指摘をいただきました通学路の安全対策は、非常に重要な課題であると考えており、4月13日に開催いたしました本年度最初の校長会において点検指示をいたしました。その後、4月23日に発生した亀岡市の事故を受け、府山城北土木事務所や山城教育局から通学路点検の依頼があったところです。

本町においては、見守り安全隊など地域の方々の御協力をいただく中、各学校も日常から通学路の状況を把握しておりますが、再度確認を行いました結果、17カ所が危険であり、何らかの対策が必要ではないかとリストアップいたしました。これを受けまして、教育委員会、総務課、建設・環境課の実務担当者が、どういった対応を図るべきかの検討を行い、物理的に何らかの対応が図れる箇所とそうでない箇所とに区分をいたしました。

学校レベルで危険であると判断をされる要因は、道路の幅員が狭小、ガードレールや縁石がないなどの理由が大半で、すなわち、その対策としては道路拡幅やガードレールの設置ということになるのですが、通学路である町道部分については、元来幅員がなく、歩道もない状況であり、道路両側に家屋が建ち並ぶなど改良には大きな課題もありますことから、対策を講じることが困難である箇所が多くございます。

防護さくの設置や表示白線の引き直しなど、現状において何らかの対策が講じられる箇所は、早急に対応してもらえよう道路管理者である府や本町建設・環境課、また公安担当である警察署に対しまして依頼をしているところであります。できるものから対応していただけるよう連携を密に進めてまいりたいと考えております。

一方、町道部分においては、道路改良の可能性が困難であると判断される箇所に関しましては、交通安全指導員の対応強化や通学路の変更をすることができないかということとで学校とも相談してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、各学校を通じて保護者の御意見も踏まえながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（西谷信夫） 野田上下水道課長。

○上下水道課長（野田泰生） それでは、水道料金の見直しについてお答えいたします。

まず、1点目の基本水量の引き下げについてでございますが、上水道の水道料金につきましては、昭和47年7月の創設から今日までの間、昭和57年5月と平成5年6月と2回の改正を行いまして、現在の水道料金の体系となっております。給水管口径が13ミリの場合、2月当たりの基本料金は2,200円で、その基本水量は20^mとなり、また給水管口径が20ミリの場合、2月当たりの基本料金は5,000円で、その基本水量は40^mとなります。

平成23年度の夏季と冬季の平均で見ますと、基本水量に満たない使用者の状況でございますが、口径13ミリの場合で約25%の使用者が、また口径20ミリの場合で約35%の使用者が基本水量に満たない状況でございます。この要因には、使用者の世帯人員が少ないこと、井戸水の併用により上水道の使用水量を基本水量以内に抑制されていること、また節水などが考えられます。

水道料金は、使用した水量とは関係なく、給水準備のための経費及び水道施設を適正に維持していくための固定経費の大半を賄う基本料金と給水量の増減に比例して必要となる変動経費及び固定経費の残りの部分を賄う超過料金により構成され、基本料金は安全・安心で安定的に清浄な水を供給できる体制を維持するため必要となる経費を負担していただいているもので、使用された水量に対して賦課しているものではありません。基本水量は、生活上必要な水使用を促すことを目的として、一定の水量を給水管口径ごと基本料金に付与しているもので、基本水量に満たない場合に余分に料金を負担しているということではありません。

健全な水道事業運営に取り組んでいるところでございますが、将来にわたり清浄な水

を安定的に供給していくため、基本水量の引き下げ見直しは水道料金体系全体を見直す際に検討したいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

次に、2点目の有収率の向上についてでございますが、有収率は年間の総配水量に対して料金徴収の対象となった有収水量の割合で、近年、本町は82%前後を推移しております。有収水量以外の約18%が公共用水など無収水量と漏水などの無効水量となり、その内訳でございますが、正確に計測できるものではございませんので見込みの数値となりますが、配水管洗浄用水、消火用水などの公共用で約4%、残りの約14%が漏水水量と見込んでおります。

この漏水水量分を金額に算定するとということですが、平成22年度の決算で見ますと、年間総配水量約150万トンの14%、すなわち約21万トンを漏水で余分に配水したことになり、その損失としましては、1トン当たりの給水原価143円のうち、給水する量とは関係なく必要となる固定経費を除く動力費及び薬品費の変動経費約29円を漏水水量21万トンに乘じまして、約600万円を費用としてロスしたことになります。

本町の有収率82%は、決してよい数値ではありませんが、給水人口が本町と類似の水道事業体の全国平均では約81%と、よく似た傾向となっております。給水人口が少ない水道事業体の有収率は、給水人口が多いところに比べ、地形的要因、給水人口規模等の違いによりまして、配水管等の施設使用効率が悪いことから、低くなる傾向がありますが、有収率の向上対策は水道事業を経営する上で必要不可欠と考えておりますので、老朽配水管の計画的な更新に取り組んでいるところでございます。水道事業の健全化を図る指標としまして、有収率は一つの指標でありまして、料金回収率などその他の指標もあわせまして総合的に健全化を図ってまいりたいと考えております。

最後に、3点目の水道料金の減免についてですが、宇治田原町水道事業給水条例では「公益上その他特別の理由があると認めるときは、水道料金などを軽減し、又は免除することができる」としております。その特別な理由として想定されるものは、公営企業である水道事業におきましては、災害により被災された場合や給水装置の損傷による漏水といったやむを得ない事情に該当した場合でありまして、具体的な運用としましては、水道を御使用の宅内で個人では管理ができない給水装置で漏水が発生した場合に、認定することができました漏水量の2分の1を減額しているのみであります。

議員御指摘の独居高齢世帯などの使用水量が少ない世帯や低所得者世帯を対象とした水道料金の減免につきましては、府内で実施している市町もございまして、本町におき

ましては公営企業の観点から現在のところ実施する予定はありませんので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（西谷信夫） 今西君。

○3番（今西久美子） それでは、通学路の安全対策について2回目の質問をしたいと思います。

近年、交通量の増加に伴いまして、子供たちや高齢者をはじめ住民の皆さんが交通事故の危険性にさらされていると。今や交通事故死の中で一番多いのが歩行者だということになっております。全国で多発しております通学路等での事故は、決して人ごとではなく、我が宇治田原町でもいつ起こっても不思議ではないというような実態があるのも事実であります。御答弁にありました既に対応もしていただいているということですので、その点については感謝を申し上げたいと思います。

ただ、この間の事故を本当に教訓として、大切な子供たちの安全、命を守るために、これは行政の力だけでは当然できるものではありません。学校や保護者、地域の皆さん、本当に見守りボランティアの皆さんには、毎日子供たちの安全を守るために頭の下がる思いでありますけれども、頑張ってくださいまして、そういう皆さん、本当に力を合わせて取り組みを推進する必要があると考えております。この点に関しまして、教育長さんのお考えをお伺いしたいと思います。

この間、私が住民の方から伺っております要望箇所につきまして、具体的にお聞きをしたいと思います。

今から申し上げる場所が、その危険箇所、17カ所あったということですが、そこに入っているかどうかはちょっとわかりませんが、まず、府の関係です。ちょっとこの写真を撮ってきたんですが、見ていただけますでしょうか。

これは府道宇治田原大石東線の岩山バイパスでございます。交通量が非常に多くて、大型車の通行も本当に多くて、大変危険だという感じがいたしております。ここを毎朝小学生が通学をしております。これは先週の金曜日の朝にちょっと撮ってきたんですが、たまたまこのときは対向車が来ていなかったのですが、このトラックはセンターラインを超えて子供さんを避けて通って行ってくれましたけれども、お話によると対向車があればもっと歩行者に接近をして非常に怖い思いをしているということでした。

うちの関係上、左側通行をせざるを得ないような状況になっておりまして、車が後ろからやってくるわけです。さらに、冬の雪の日に大型車両が通った後に、地面がアイスバーン状態になりまして、後続車がスリップをして、もう制御がきかないという非常

に危険なことがあったということもお聞きをしました。そのときたまたま歩行者がいなかったのが大事には至らなかったようですけれども、ここも見るからに危険だと思うんですが、安全対策として縁石やフェンスの設置を、これは府道ですので、ぜひ府に求めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、郷之口岩山線の郷之口地域ですが、ここも御承知のとおり交通量が非常に多く、以前から安全対策を求めてまいりました。地元の方は本当にごみを出しに行くにも一苦労やということもお伺いしております。この道をお子供たちが毎朝横切っております。場所によりましては、横断歩道があって交通指導員さんが誘導をいただいているところもあるわけですが、横断歩道もなく交通指導員のおられないところもございます。これも通学に伴う安全対策の一つとして、ぜひ町としても関係機関に対して横断歩道の設置を要望していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、町道にかかわってですが、これは建設課ともかかわってくるかと思うんですが、南の上ノ山の通学路、排水溝が一部なくて、雨の日には道が川のようになっております。子供たちは道の真ん中を歩かざるを得ないというような状況があります。排水溝を設置してほしいとの要望、これは区を通じても上がってきているかと思うんですが、子供たちの安全面も考慮して、ぜひ御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、全体的なことですが、安全対策の一つとして、歩行者が歩く部分と車道を色分けする。つまり路側帯部分をカラー舗装するソフト分離が有効だというふうにお聞きをしています。もちろん縁石や歩道があれば一番いいんですが、先ほども御答弁ありました狭くて設置できないという部分については、このカラー舗装が有効じゃないかというふうに思うわけですが、場所はそれぞれ検討もしていただいたらいいかと思うんですが、どうでしょうか。

それから、この間ずっと通学路を私も見て回ったんですけれども、子供たちが歩く路側帯部分にごみステーションがあって、特に不燃ごみの日などは大きく道路にはみ出してございまして、子供たちがそれをよけて通らないといけない場所があったり、また歩道に草が覆いかぶさっていたり、交差点で草が茂っていて見通しが悪くなったりと、こういう箇所も見受けられました。これも本当に住民の皆さんの御協力を得る中で、子供たちやお年寄りをはじめ歩行者が安全に通行できるよう町を挙げて危険を取り除く取り組みを進めていこうと。こういう機運をぜひ教育委員会がイニシアチブをとって高めてほしいと思うわけですが、その点どうでしょうか。

○議長（西谷信夫） 教育長。

○教育長（西出維久雄） 失礼いたします。今西議員の2回目の質問に御答弁申し上げます。

議員御指摘のように4月23日の朝、亀岡市の府道で、集団登校中の9名の児童と、それから付き添いの保護者の列に、後ろから無免許運転の少年が運転する軽乗用車が突っ込み、小学生と保護者の3名が亡くなると、このような痛ましい事故が発生いたしました。事故で亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、けがをされた児童の一日も早い回復を心から願っているところでございます。

教育行政に責任を有する立場といたしまして、子供たち一人一人の命を守ることは何よりも重要なことと再認識するとともに、二度とこのような悲劇を繰り返してはならないと強く決意したところでございます。

私は、登下校の安全にはハード面の対策とソフト面の対策の2つが重要と考えております。ハード面の安全対策につきましては、既に教育委員会、学校、PTAと関係諸機関が連携し、危険箇所の把握と具体的な対応を検討しているところでございます。

しかし、ハード面の対応だけでは不十分で、登下校の安全には交通安全指導が不可欠と考えております。子供自身が危険予知能力を身につけ、みずから安全な行動をとることで未然に事故を防止することができると思えまして、関係機関の皆様方の協力を得て、道路歩行、自転車の安全な乗り方等の指導を実施してきたところでございます。

しかし、亀岡市で発生した事例のようにドライバーの不注意や軽々な思慮判断によって引き起こされた事故は、本当に防ぐことが大変困難なことと認識いたしておりますが、行政や学校、地域が一体となって子供の命を守らなければならないということは、議員が御指摘のとおりでございます。今後、関係機関並びに住民の皆様と連携しながら、かけがえのない子供たちの命を守るため、通学路の実態を継続的に把握し、安心・安全の充実に力を注ぐ所存でございます。

次に、通学路に係るハード面の要望でございますが、それぞれの地域の道路利用者の方々にとって、これは本当に大きな問題であると理解しているところでございます。道路の改良整備に関しましては、それぞれの道路管理者にお願いする中で取り組んでおりますが、要望させていただく際には、関係者の方はもとより学校現場の現況把握を踏まえ、どのような形での取り組みがより適切であるかの判断が重要であると考えております。単に要望することがよいのか、それとも違う形で対処するのがよいのかなど、検討が必要であります。いずれにいたしましても、通学路に関する問題は学校現場との連携

が不可欠であるということから、各学校とも情報交換を行いながら最も適切であると判断される方法にて対処すべきであると考えているところでございます。

最後に、各事案に対する対策の御提案をいただきました。歩道部分をカラー舗装化することにつきましては、警察のほうからも有効であるというふうなアドバイスを得ているところであります。道路整備に関しましては、教育委員会の一存とはまいりませんので、今後、町建設課や総務課とも連携を図りながら対処してまいりたいと考えております。また、道路の使用状況に関する御指摘につきましても、各地域におきまして、これまでの経過なり取り組みがなされてきた状況もあり、教育委員会といたしまして一概にどうこう申し上げられない面もございます。

しかしながら、子供たちのかけがえのない命を守るには、想定外だったということは決して言えません。住民の皆様方に対しまして、教育委員会といたしましては、さまざまな機会を通じて、より安全な通学路を目指して発信してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西谷信夫） 今西君。

○3番（今西久美子） 学校現場の判断ももちろん重要ですし、十分連携をしていただいて、本当によりよい方法がそれぞれとられるようお願いをしておきたいと思っております。

2009年まで、50年以上も続きました道路の特定財源というのがございました。この財源の使い道として通学路の歩道整備が掲げられてはございましたけれども、実際に歩道整備に回された予算というのは本当に数%だけでございます。車優先の無駄な道路づくりが続けられてきたわけでありまして。

野田政権は、政権交代時に中止や凍結をしておりました大型公共事業を次々と復活をしております。今、歩道整備や防災対策の強化など住民の命と安全を守る施策にこそ予算を回すべきだと考えます。ぜひ町としてもそういう立場で予算を確保していただきたいというふうに思います。

いずれにしても、教育長もおっしゃいました子供たち自身が自分の身を守れるようにする危険察知、回避能力というのももちろん必要だと思います。ドライバーへの注意喚起もまた必要であります。今、多くの方が見守りボランティア、先ほども申しましたが、活動をいただいておりますけれども、この人数をふやしていくとか、再度の呼びかけ、こういったことも必要ではないかというふうに思います。

子供たちが学校や地域で安全に暮らしていける環境をつくるためにどうしたらいいのか、本当にみんなで考えていけるようなまちづくり、これを推進していただくことをお

願いいたしまして、この問題については質問を終わりたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

それから、水道料金の引き下げについて、2回目の質問をいたします。

御答弁の中で、基本水量に達していない世帯が口径13ミリの場合で25%、口径20ミリにおいては35%もあると、そういうことでした。基本水量の引き下げについては料金体系全体を見直す際に検討すると、こういう御答弁もいただきましたけれども、3割を超える世帯で基本水量に達していないというのは、私はやっぱり基本水量の設定そのものに無理があるんじゃないかなど。これぐらいは使ってくださいということやとは思いますが、その基本水量自体を私はやっぱり早急に見直すべきやというふうに思うんですね。今後、高齢化や核家族化が進む中で、やっぱり1世帯の人数というのは減っていくと思うんですね。電気代にしてもガス代にしても使わなければ料金は安くなるわけですから、そういう料金体系にしていく必要があるんじゃないかと思うんですが、その点、再度御答弁を求めたいと思います。

使用した水量に対しての水道料金ではないという御答弁でしたけれども、住民の立場でいうと、例えば2カ月で20m³使ったと、口径20ミリの場合はメーター使用料を含むと5,400円になりますね。同じ20ミリで40m³使ったと。2倍使ったと、それでも5,400円ですね。これを考えると、やっぱりちょっとしか使ってへんのに何で同じ値段なのかと。やはり高いなど、こういう感じはぬぐえないんですね。これではなかなか節水をしようという気持ちにはならないのが実態じゃないでしょうか。

節水というのは水源開発と同じぐらいの効果を持っております。水資源を確保していくという大切な役割を持っていると思うわけですが、基本水量が低くなれば節水の努力が料金に反映をされます。住民の皆さんに節水に御協力いただくためにも、基本水量の引き下げ、早期に求めたいと思いますが、どうでしょうか。

さらに、有収率についてですが、この間、下水道を引いていただくと同時に水道管も随時更新をしていただいております。老朽の水道管についてもどんどん新しくしていただいているわけですが、有収率は向上しておりません。毎年600万円のロスが出ているということですが、この際、石綿管をはじめ耐用年数を経過しているような水道管、漏水しているんじゃないかと思われるような水道管については、徹底的に漏水調査を行い漏水箇所を突きとめてピンポイントで補修をしていくと。そうすることでロスをなくしていくということが水道事業経営にもプラスになるんじゃないかと思うわけですが、その点、いかがでしょうか。

○議長（西谷信夫） 野田上下水道課長。

○上下水道課長（野田泰生） それでは、水道料金の見直しにつきまして、2回目の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の基本水量についてでございますが、基本水量と基本料金の関係につきましては、給水管口径20ミリの場合で、1月当たりになりますけれども、1月当たり20m³で2,500円となっておりますが、これは決して、先ほども申し上げましたが、使用水量20m³分が2,500円という考え方ものではございません。本町の水道事業の料金体系は、先ほどの答弁でも申し上げましたが、給水に必要な経費のうち固定経費については、使用世帯ごと口径に応じて一律に基本料金として御負担をお願いし、より健全な水道事業運営が行えるように設定したものでございます。

水道料金の体系、設定は、各水道事業体によりまして、人口規模、産業構造や自然、地理的条件など、水道事業経営の背景が違うことから、料金体系はさまざまとなり、水道料金を府内一律の基準により横並びで比較することは難しく、それぞれ各水道事業体の特性を持った料金体系となっております。府内他市町と料金体系の金額だけをとって、単純に高い安いを比較した場合は、本町の給水管口径13ミリの基本料金は、府内水道事業体基本料金の平均額程度でございますので、基本水量未満の使用であっても、決して高い水道料金ではありません。

また、給水管口径20ミリの場合でございますが、基本水量未満の使用世帯が約35%と申し上げましたが、基本水量以下でも使用水量によって府内の水道事業体よりも安い水道料金となりますし、料金体系全体で比較しますと、本町は基本水量20m³を超える超過料金を一律の単価としていますが、府内水道事業体のほとんどは基本水量を少なく設定しまして超過料金単価を段階的に高くする累進の従量料金制となっておりますので、20m³使用の比較で多くの水道事業体が本町より高い水道料金となります。

このように、各水道事業体の水道料金の設定、体系はさまざまであり、現在のところ本町におきましては、基本水量につきまして非常に重要な位置づけを持っておりまして、基本水量のとり方が本町におきましては他市町に比べましてやはり水道事業の安定的な経営を図っていくという観点で、基本料金の設定につきまして本町は他市町に比べまして固定経費をできるだけ多く回収しようという考え方で設定しておりますので、先ほど申し上げました基本水量につきましては、使っていただきたい生活に必要であるという水量を設定しているようなものでございますので、基本料金の設定が水道事業を運営していく上で非常に重要と考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

今後、将来的には、これから取り組みます拡張事業、統合事業など水道事業経営の総合的な観点から、料金体系はやはり全体の問題として検討する必要があると考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

次に、2点目の有収率の向上対策についてでございますが、有収率を下げる要因となっている漏水は、漏水箇所が特定されない広範囲にわたる配水管で常時起こっているもので、耐用年数が経過した創設当時の配水管で起こっているものと考えております。専門家による漏水調査は、漏水箇所を特定する有効な手段であり、地域を限定しての調査は今までも行ったことがあります。一度に広範囲の漏水調査は多額の費用を要しますので、現在までも既に取り組みしております創設当時の老朽配水管、特に石綿管の布設がえを下水道工事にあわせて行うことが、費用面でも発注体制面でも効率的であると考えています。

また、今年度からは、下水道整備にまだ期間を要します地区におきましても、耐用年数を経過する配水管につきまして水道事業単独での布設がえを行います。今後も専門家による漏水調査を効果的に活用しまして、計画的な老朽配水管の更新計画によりまして有収率を向上させたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

また、最後に節水の件でございますけれども、議員御指摘のとおり節水につきまして水資源開発と同じような効果を持っております。水資源を確保していくという大切な役割を持っていることから、今後も引き続き節水意識の向上浸透には取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（西谷信夫） 今西君。

○3番（今西久美子） 確かに水というのは本当に命にかかわる大事なライフラインでございます。もちろん住民の皆さんに安定的に水を届けていただく本当に大事な仕事をいただいていると。この間、経営上もいろいろ御努力もいただいている、単年度では黒字をずっと続けていただいているということについては評価もしたいと思いますけれども、よりロスをなくしていく、経営を安定させて住民の皆さんにそれが還元できるように、さらなる御努力をいただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（西谷信夫） 今西久美子君の質問が終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。11時25分から会議を再開いたします。

休 憩 午前11時10分

再 開 午前11時25分

○議長（西谷信夫） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

10番、垣内秋弘君の一般質問を許します。垣内君。

○10番（垣内秋弘） 通告に従いまして、10番、垣内秋弘が質問いたします。

1件目は、通学路の安全対策について質問いたします。

なお、先ほどの今西議員と重複しているところが多々あるかと思いますが、御答弁のほう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

社会の安心・安全は、だれしものが願うところであります。最近では痛ましい交通事故が多く発生している中で、4月23日は亀岡市では登校途中の児童の列に車が突っ込み10人の死傷した事故は記憶に新しいところであります。その後も千葉県や愛知県で登校途中に事故が発生しています。児童たちは交通ルールを守っているにもかかわらず、また保護者が付き添っているにもかかわらず、事故が発生しております。ここは大丈夫と思っているところでも、暴走車によって命を失うケースが続いております。想定外を想定した対応が急務となっております。

従来から通学路の安全点検等々実施はされてきておりますが、形式的なところもあり、問題及び課題の検出が十分とは言い切れません。過日の亀岡の大事故以来、通学路の安全に関する総点検は実施されたのか。特に、その中で総点検に至っては、少なくとも5W1Hを基本に、具体的にどのように進められたのか、つまり、いつ、どこで、だれが、なにを、なぜ、どのように、このような項目をベースに多角度からきちんと点検することにより、点検効果も上がると思ひますが、実施状況についてお伺ひしたいと思ひます。

また、その中で出てきた主な項目及び分類状況について伺ひます。このような内容を踏まえ、危険箇所及び問題点等、どのように認識されているのか伺ひます。あわせまして、先ほどの答弁にもありましたが、見守り安全隊など地域の方々の協力をいただきながらというお話もお聞きいたしました。どのレベルまで参画されているのかお伺ひしたいと思ひます。

次に、2件目でございますが、学校給食についてお伺ひいたします。

現在、給食センターにおきまして一括して学校給食を調理されております。献立メニューも統一した形で計画されておりますが、統一メニューが災いしている部分が発生し、一律的に対応できない児童もおります。

昔から食べ物の好き嫌いについては大なり小なりだれもが経験するところでありますが、これはあくまで好みの問題かもしれませんが、体に全く受け付けられない、飲食すると

アレルギー症状を起こす児童・生徒が、特に最近、現代社会においてはふえているようであります。本人はもとより、家族の方も大変気を使いながら対応されております。私の知っている知人においても、牛乳はだめ、卵もだめといったお子さんがおられて、かなり神経をとがらせておられます。自分で弁当を準備している児童もいるようですが、本町はセンター方式で量産されていますが、近隣自治体では工夫して対応しているところもあるようですが、実態はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

また、本町において、アレルギー症状を起こす児童・生徒の対象者は何人ぐらいおられるのか。現状どのように分析され、対応されているのか。また、現状を踏まえ、給食のあり方についてどのように判断されているのかお伺いいたします。

3件目でございますが、3件目は電力の節電対策について伺います。

東日本大震災以降、原発の基本的な考え方、取り組みの見直しの機運が一段と高まり、脱原発への動きは安全性と将来性をてんびんにかけても将来的には避けることのできない状況にあることは言うまでもありません。

当面の課題では、大飯原発の再稼働について、周辺自治体の関西広域連合は応急的な対応として容認せざるを得ない結論に達し、国として最終判断は再稼働の方針を決め、最終調整に入っていますが、将来的に原発がすべて容認したというわけではありませんので、電力事情は依然として厳しい状況に変わりはないものと思われま

す。このような中で、特に関西電力関係は15%の節電要請を打ち出していますが、15%の節電となれば思い切った取り組みが強いられると想定いたします。各自治体においても最大限工夫を凝らした取り組みも検討されているようですが、本町における庁舎をはじめ公共施設においてどのような取り組みを行っていかようかとされているのかお伺いいたしまして、第1回目の質問といたします。

○議長（西谷信夫） 光嶋教育次長。

○教育次長（光嶋 隆） まず、1点目の通学路の安全対策についてでございますが、亀岡市における事故後、府教委等からも通学路の再点検について指示があり、小・中学校に通学路の危険と思われる箇所の抽出を指示し、提出されたものに対して検討を加えるという形で対処いたしております。

当方の対応といたしましては、教育委員会教育課、交通安全担当の総務課、道路施設整備担当の建設・環境課が連携し、合同にて問題事案に対する調査検討を行いました。各学校から危険ではないかと報告された箇所は全部で17カ所あり、内訳は国・府道関係が4カ所、町道関係が13カ所でした。指摘箇所のほとんどが、道路狭小、歩道未整

備などの理由による安全確保を目的とした改良でありました。

まず、関係課により、現地確認、書類審査を行い、これによって何らかの形で対応する、もしくは対応できる可能性があるかと判断したところは12カ所、現状の道路改良は困難であり、違う形での対応を願いたいと判断したところが5カ所でありました。これをもとに田辺警察署と合同で現場確認を実施し、現状確認をいただく中で整備に関するアドバイス等をちょうだいしたところです。そして、町、府、警察による合同会議を経て、今後の対応方について方向性を確認したところです。

今後、道路の整備改良につきましては、可能な箇所から着手するように府土木事務所並びに建設・環境課に依頼しているところであります。なお、今日までの時間の経緯につきましては、連休前に各学校に問題箇所抽出の指示、連休中から随時現状確認、5月30日に関係課による調査検討、6月4日に田辺署との協議、6月8日に府等との合同会議となっております。

また、危険であるとの判断基準に関しましては、学校を通じた指摘であり、これがすべてであると言い切れない面もあろうかと存じますので、見守り安全隊の皆様をはじめ各区、地域からの御意見を一般要望などにおいても御指摘いただくことは重要であると認識いたすところです。必要に応じて、そうした手段をもって御指導いただきながら、関係課とも協議してまいりたいと考えております。

次に、学校給食についてですが、牛乳アレルギーの児童・生徒7人についてのみ対応しており、それ以外の調理を伴うものに関しましては対応しておりません。保護者から個別に学校に相談され、必要であると判断されるものについては、献立表や配合成分を明記した成分表を提供し、保護者に飲食の可否について判断をゆだねております。

給食の原材料でアレルギー物質の表示義務のあるものは25品目ありますが、アレルギー反応を示す物質は人それぞれであり、現在のところ小・中学校合わせて54名の児童・生徒から申し出があります。アレルギー物質は、牛乳、卵、そばなど多岐にわたっておりまして、それぞれに異なった対応が求められるところであります。

アレルギー症状には、呼吸困難や意識障害など生命に関わる重大な課題があり、アレルギー対応をするといっても、多くの食材について混入を防止するため、個別施設の設置をはじめ、専用の食器や食缶の確保、配送に係るコンテナスペースの整備など施設や備品についての対応のほか、専門の栄養士や調理員を確保するなど人的な対応も必要であります。また、仮に一つのアレルギー物質についてのみ対応したとしても、その物質以外にアレルギー反応を持つ児童・生徒に不公平を生じさせることとなります。

ちなみに、センター方式で給食を提供する近隣市町では、城陽市と木津川市で卵のみ対応されておりますが、いずれもアレルギー室の確保や専門の栄養士配置など人的対応も整えられるなどの体制整備を図られております。

このようなことから、本町の施設整備や人的対応に対する問題を踏まえた場合、調理過程において個別のアレルギー物質に対応することは極めて困難であると認識しております。今後も成分表等の資料提供を行う中で保護者と連携を密にして対応してまいりたいと考えております。

○議長（西谷信夫） 三好環境課長。

○建設・環境課環境課長（三好茂一） 節電対策についてお答えいたします。

東日本大震災による福島第一原発の事故に起因し、現在、関西圏においてもすべての原発が停止しています。大飯原発3・4号機が稼働されるか否かで電力供給量が大きく左右されますが、節電については昨年度に引き続き今年度も関西広域連合から平成22年度比で15%以上の節電要請がありました。期間は7月2日月曜日から9月7日金曜日までの平日、時間は9時から20時までとなっています。

本町は、役場としての役割や責務を果たすため、庁舎をはじめとする町有施設における電力使用量の削減を図るさまざまな取り組みを実施する必要があります。そのため、関西広域連合が定める削減目標を踏まえた平成24年度宇治田原町役場夏季節電実行計画を定め、できることから速やかに実施しようと考えています。

節電対策としましては、ノー残業デーの拡大、エアコンの運転時間の制限、夜間会議の抑制、事務室内の節電、以上の節電施策を7月2日月曜日から9月28日金曜日まで実行しようと考えています。

○議長（西谷信夫） 垣内君。

○10番（垣内秋弘） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、通学路の安全対策であります。安全に登下校するためには、通学路の変更も踏まえて再検討する必要があるというふうに思うわけでございます。一昔、つまり10年以上前ですと、車の多い道路は危険というイメージが非常に強かったわけです。国道沿いを通学することは、危ないから避けたほうがよいという感覚もありました。しかし、歩道も設置されている現状を見たときに、決してそうは思いません。かえって、国道までの道路が危険というケースが往々にして存在いたしております。

おのおのの地域により、事情は異なりますが、各地域とも多少の問題もあるようですが、現状、通学路線について見直ししてほしいという話も伺っております。例えば岩山

地区、立川糠塚地区等の地域からも検討要望も出ていますが、教育委員会としてどのように判断されているのか伺いたと思います。

具体的には、通学路を変更するとなれば、学校とか、あるいはまたPTA、教育委員会等々、地域の方も含めまして慎重な検討と対応が必要であると思いますが、有事の前に対策することも重要であります。教育委員会としても前向きに検討してはと思いますが、いかがなものか伺いたしたいと思います。

○議長（西谷信夫） 光嶋教育次長。

○教育次長（光嶋 隆） 交通事情も年々変化しておりますとともに、道路も年々整備される状況であり、通学路を取り巻く環境も刻々と変化していると認識しております。また、児童・生徒の成長に伴い、通学対象者がいなくなったり、また新しく出現したりする状況もございます。このようなことから、通学路のルートについても慣習や慣例に縛られることなく柔軟に対応すべきであり、例えば現行ルートより多少遠回りでも安全なルートが確保できるのであれば、再考いただくべきではないかと考えております。

以前は教育委員会から通学路の変更を促しても保護者が難色を示されるケースもあったように聞き及んでおりますが、今回の事故を契機として、保護者の方々も安全・安心に深い関心を抱いておられますことから、教育委員会と学校現場の思いについても御理解いただけるのではないかと考える次第でございます。

いずれにいたしましても、教育委員会といたしましては、児童・生徒の安全確保について前向きに取り組む所存であり、保護者の皆様、学校と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（西谷信夫） 垣内君。

○10番（垣内秋弘） 通学路の変更については、これは多角方面からいろんな検討を加えていただいて、慎重に、また奇抜なアイデアのもとに、ぜひお願いしたいというふうに思います。

それでは、3回目の質問をさせていただきますが、特に通学路の安全対策につきましては、ハード対策として注意を喚起する路面表示や警戒標識の設置、車道を横切るようなところにはカラー舗装の対応、あるいはまたガードレールの設置等、危険度の高い箇所から優先的に対策していく必要があるというふうに思います。これは先ほどからもお話が出ていますように早急に検討していただけるのか、考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（西谷信夫） 光嶋教育次長。

○教育次長（光嶋 隆） 現実的な問題といたしまして、御指摘のような対策を図れる箇所につきましては、道路管理者にお願いをいたしまして早急に進めることとしております。特に町道に係る箇所につきましては、建設・環境課に依頼いたしまして順次進めることとしておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（西谷信夫） 垣内君。

○10番（垣内秋弘） それでは、交通安全について少し御意見を申し上げたいと思います。

交通安全対策は、これでパーフェクト、完全だということはもうありません。昔からよく言われますハイน์リッヒの法則を少し引用しますと、1件の重大事故の陰には29件の軽微な事故、そして300件の無傷害交通事故と言われるヒヤリハットが潜んでいると言われております。ヒヤリハットも顕在化させ、対策を小まめに行うことにより、事故の要因をつぶすこととなりますので、これは永遠の課題として、小さなことも見逃さず対応していただきますようお願いをしておきます。

それでは、2件目の学校給食について、2回目の質問をいたします。

現状については、先ほどお伺いいたしましたが、決して数の問題ではないというふうにするわけでございます。単なる好き嫌いの問題であれば、徐々に慣れていきますし、最終的に対応できると思いますが、健康を害するような事態に陥るケースであります、食べ物だけでなく学校生活そのものに影響を及ぼしかねないわけでありまして。限定された日のみの対応であれば、厳しい対策をせざるを得ないわけですが、恒常的な取り組みであれば、それを前提とした取り組みをすれば、創意工夫をして取り組めないこともないというふうにするわけでありまして。

宇治田原の特徴を生かした取り組み、宇治田原らしさの弾力的な取り組みで今後何としても改善していただきたいと思うわけでありまして、今後の対策についてももう一度お伺いしたいと思います。

○議長（西谷信夫） 光嶋教育次長。

○教育次長（光嶋 隆） 御指摘のように、アレルギー問題は単なる好き嫌いではなく生命に関わる問題でありますことから、慎重な対応が求められます。したがって、十分な施設整備と人的対応がない中では難しく、中途半端なことはできません。

現在における本町の状況からしますと、個別の対応は難しく、個別調理という形式とは違う形での対応が現実的ではないかと思っております。例えば、現在、資料提供という形で保護者の方々に情報提供しておりますが、これを一歩進めるような形として、給食現場

の栄養士や保護者の方々との意見交換の場、勉強会などの場を設ける中で相互の認識を深め合うことなどが一つの方法として考えられるところです。保護者の皆様の御意見もあろうかと存じますので、一方的な押しつけにならぬように学校現場を通じて今後検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、どうか御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（西谷信夫） 垣内君。

○10番（垣内秋弘） 学校給食への問題につきましては、ただいま御答弁を伺いました中では、調理過程において個別アレルギー物質に対応することは極めて困難であるというふうに伺ったわけでございます。今後、このような児童・生徒が一層ふえると仮定したと考えると、現状の対応でよいのかということになりますと、多少疑問の残るところもありますし、改善も必要というふうに考えるところでございます。今後の中で改善ができるような施策も検討していただきたいというふうに考えるところでございます。

あわせて、保護者の方々との連携を密にとっていただく中で、よりきめ細かな個別対応等々、このようなことを行いながら、意見交換を行って、ぜひ御指導なり、あるいはまた協力をしていただくなり、そこら辺のぜひ個別の対応をよろしく願います。

それでは、節電に対する2回目の質問を行います。

電力が一番不足するのが、先ほどもありました7月、9月の暑い時期で、1日の中では午後の13時から16時と言われております。これがピークになるわけですが、その前後のオフピーク時と比べると約2倍ぐらいに達すると言われております。室内の温度設定、あるいはまた照明の消灯、不使用時のパソコン等のスイッチのオフ、あるいはまたスーパークールビズ等々、いろいろと検討はされておりますが、実行計画と最終の目標値をどのように考えておられるのか伺います。

○議長（西谷信夫） 三好環境課長。

○建設・環境課環境課長（三好茂一） 2回目の質問にお答えします。

節電施策の内容としましては、ノー残業デーの拡大として、現在、毎週水曜日をノー残業デーと定めていますが、節電計画期間毎週2日、月曜日と水曜日に拡大します。また、8月をノー残業月間と位置づけ、毎日をノー残業デーとしています。

次に、エアコンの運転時間の制限として、運転開始は室温が30度を超えた場合とし、設定温度を28度とします。運転終了は午後5時30分、ノー残業デーは午後5時15分とします。運転時間外は、各事務室の窓に網戸を設置しておりますので、自然換気

で室温の調整を行うこと。ただし、熱中症への対応や体への負荷が高まらないように、十分な工夫を行うこととしています。

次に、夜間会議の抑制として、可能な限り夜間の会議を避けること。やむを得ず開催しなければならないときは、和室や第2会議室など個別にエアコンの運転ができる部屋を使用すること。大人数の場合は、住民体育館、会議室などの利用も検討することとしています。

次に、事務室内の節電として、蛍光灯の取り外し10%から20%をしています。照明の点灯時間は午前8時30分から正午、午後1時から午後5時30分、ノー残業デーは午後5時15分とする。やむを得ず時間外勤務をしなければならない場合は、照明管理責任者に報告の上、必要部分のみのスイッチを入れることとしています。パソコンについても省エネモードに設定を変更しています。

以上の施策を実施するために、平成24年度宇治田原町役場夏季節電実行計画を作成し、関西広域連合が要請している15%以上の節電に向け取り組むことを考えています。最終の目標値としましては18%の節電を考えています。

○議長（西谷信夫） 垣内君。

○10番（垣内秋弘） この節電対策につきましては、やはり行政が前向きに取り組むことによりまして、民間の企業とか、あるいはまた一般の家庭においても理解が深まるというふうに思っております。節電への取り組み及び意識の高揚が図られるために、今後、PRを含めた啓蒙活動を行っていただき、成果につなげる活動をぜひ期待したいと思います。

以上、終わります。

○議長（西谷信夫） 垣内秋弘君の一般質問が終わりました。

これより暫時休憩をいたします。1時30分から会議を再開いたします。

休 憩 午前11時54分

再 開 午後 1時30分

○議長（西谷信夫） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6番、田中修君の一般質問を許します。田中君。

○6番（田中 修） 通告に従いまして、6番、田中修が一般質問を行います。

まず、新名神高速道路の開通に伴い今後のまちづくりについてをお尋ねいたします。

平成24年度当初予算におきましては、町財政の非常に厳しい見通しの中、町長を先頭に職員が一丸となりまして行財政改革に取り組んでいただき、細部にわたりましてき

め細かい予算編成を行っていただいております、この予算に沿ってそれぞれの事業を進められておりますが、現庁舎の改修につきましては、これから先の年度におきましても、少子高齢化や景気の低迷、それに伴う町税収の減少も予測される中、先行きの財政見通しがますます厳しい時代に入り、住民サービスの低下や負担を起こしてはならないということが大きな理由で、新庁舎建設は行わず、現庁舎を改修し、延命長寿命化で対応するということであると思えます。

このことにつきましては、苦渋の選択であると認識をいたすものであります。庁舎の改修計画は、23年12月19日の全員協議会で、耐震化及びバリアフリー化に加え、全面改修の説明を受けました。その後、本年2月7日の全員協議会において再度説明を受けまして、事業の概算工事費が3億8,000万円かかるとのことで、新庁舎建設は凍結し、現庁舎の長寿命化を図り、おおむね30年から50年は使用できるとのことであります。全面改修の詳細設計予算1,860万円は24年度の当初予算で計上され、私もこの予算につきましては認めてまいりましたが、今ここに来て、建設が凍結されておりました新名神高速道路、大津城陽間25.1キロ、八幡高槻間10.7キロ、これの事業許可が先般4月20日に国のほうで決定されました。

奥田町長は、京都府下新名神高速道路沿線自治体連絡会の副会長としても御尽力いただき、23年12月4日に京田辺市で開催されました新名神とまちづくりを考えるシンポジウムにおきましても、宇治田原町の実情と新名神の必要性等、力強く訴えていただきました。長年にわたり、奥田町長を先頭に新名神高速道路全線整備に向けて関係機関に大変な働きかけと御努力によりまして、全線着工が現実になり、新名神高速道路の全線開通で、西日本と東日本を結ぶ産業や文化、社会経済活動もさらに活発化し、宇治田原インターチェンジの整備とともに山手線や南北線の全線開通も現実のものとなってまいり、第4次まちづくり総合計画に掲げられている交通網の整備も実現化されていくと思われまます。

新名神高速道路の開通に伴い、宇治田原工業団地や緑苑坂テクノパークへのアクセスも格段に良好になりますし、新市街地を含め、新たな企業の進出や雇用の増大、また、日本緑茶発祥の地、お茶の町宇治田原として観光開発にも大きく期待でき、さらに町全体に今までにない活力が出てくるものと思われまます。宇治田原町の今後の状況が、道路網の整備とともに、町の中の人の流れ、車の流れ、利便性、防災の拠点等、大きく変わっていく過程で、果たして今、例えば大型観光バスの進入も困難なこの現在の場所で庁舎の全面改修を行い、宇治田原町の拠点をこのままここに置いてよいのかどうか。まち

づくり全体の姿がはっきりと見えてきた今、将来を見据えた検討を早急に行う必要があるのではないかと考えますが、お考えをお聞きいたします。

次に、交通安全対策について質問いたします。

4月12日に、京都市の祇園で車が観光客の列に突っ込みまして、運転者を含む8人が死亡、11人が負傷する事故が発生いたしました。さらに23日には、亀岡市で無免許運転の車が登校中の児童の列に突っ込み、3人が死亡、7人が負傷するという大惨事が相次いで発生いたしました。

4月24日に京都府交通対策協議会から交通死亡事故多発非常事態宣言が発令され、本町におきましても新聞折り込み等で住民に広く広報され、また26日も京都府交通対策協議会より緊急メッセージの発表があり、私たちは、二度とこうした事故を起こさないために、すべての運転手に対し、車を運転することが時としていかに悲惨な結果をもたらすものか、これを改めて自覚していただくように、交通ルールを徹底して守っていただく、運転を行う際は常に自身の体調に配慮していただく、歩行者に最大限の注意を払っていただくこととされ、改めてお願いのメッセージが発令されております。

しかし、すべての運転する者がルールを守り、安全に運転をしてくれればよいのですが、中には無謀な運転をする人もおります。特に、交通弱者であるお年寄りや子供たちが通学路として利用する生活道路における安全対策の強化をしっかりと図らなければなりません。本町において、どのような組織で、どのように対処されるのかお聞きいたします。

人の命はお金にはかえられません。万が一の悲劇を未然に防止するため、予算をつけてでも対策チームを立ち上げ、京都府の支援も当然受けていかなければなりません、本町独自で安全対策施設の設置にも取り組んでいくべきと考えますが、町としてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目の質問といたします。

○議長（西谷信夫） 山下総務課長。

○総務課長（山下康之） 御答弁申し上げます。

本町の公共施設の建物については、計画的に耐震化を進めてまいりました。子供たちの安心・安全のため、学校施設を最優先とし、その後、地区公民館、その他の町有施設の耐震化に取り組み、役場本庁舎を最後に残しています。災害はいつやってくるかわからないものであり、東南海地震も想定される中で、防災拠点となる本庁舎の耐震化は喫緊の課題となっています。

本庁舎の耐震補強等の改修の実施については、議員各位の御理解をいただき、平成23年度は耐震改修とあわせたバリアフリー改修の検討を行い、昨年12月とことしの2月の全員協議会で、その概要について説明させていただき、御理解いただいたところですが、設計業務は平成23年度及び24年度の2カ年にまたがり、平成24年度予算においては1,860万円を計上させていただき、耐震補強計画案に基づき、バリアフリー化及び長寿命化をあわせた改修を行うべく、耐震等改修工事実施設計業務を進めているところであり、実施設計が整い次第、議会に説明させていただきたいと考えております。

新名神高速道路の全線整備を見据えたまちづくりの中で、将来的な本庁舎機能の再検討が必要ではとの趣旨の御質問をいただきましたが、今は何よりも住民の皆さんが安心して安全に利用していただける施設として、現庁舎を最小限のコストで早急に改修を図ることが重要であると認識しております。

仮に新庁舎の建設ともなれば、建設場所や規模にもより、その費用は変わりますが、概算で25億円から30億円という膨大な費用がかかります。現下の厳しい社会経済情勢の中で、本町の財政の現状をもかんがみれば、新庁舎に巨費をかけることは非常に困難であり、現庁舎の有効活用を図ることが最適であると考えています。

また、将来にわたり、自主自立のまちづくりを確保していくためには、次の世代に過重な負担を残さないで、10年、20年先の人々に対して責任を持って健全な財政という形を引き渡してまいらなければならないと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、交通安全対策についてでございますが、交通安全の保持については日ごろより周知しているところですが、御質問にございましたように、4月に入って以降、府内において交通死亡事故が連続して発生し、4月中の交通事故死者数は4月23日現在で21人に上る過去にも比類ない状況となっております。特に、4月12日には観光客等にぎわう京都市東山区内で車が暴走し、被疑者を含む8人が死亡、11人が負傷する事故が起き、また23日には亀岡市内において通学中の児童の列に車が突っ込み、児童と保護者の3人が死亡、7人が負傷するという悲惨な交通事故が立て続けに発生しました。

このような状況下にかんがみ、京都府交通対策協議会では、交通死亡事故多発「警報・非常事態宣言」発令要綱に基づき、交通死亡事故多発非常事態宣言を発令されたところであり、本町といたしましても、宇治田原町交通対策協議会において、住民の皆さま

んへ注意喚起とともに、通勤車両等への交通ルールの遵守・徹底の啓発を行ったところ
です。

交通安全については、総合計画の「だれもが安全で安心して生活できる環境が整備され
た町」を柱として、各種交通安全対策に取り組んでいるところです。地域住民が日ごろ
から利用する生活空間（道路、通学路等）において、職員が道路や水路、交通安全施設
等の状況を点検確認し、事故の未然防止と地域住民の安心・安全の確保を図るため、安
心・安全な地域づくりパトロール事業の推進や、毎月1回「交通安全の日」として、町
内5カ所において交通安全推進街頭啓発活動にも取り組んでいるところです。

また、生活道路等における歩行者等の交通安全対策について協議、研究することを目
的として、事業所や地元住民、また警察署、関係機関の職員等で構成された生活道路等
における交通安全対策会議を設置して、国道等から生活道路への迂回車両に対する住民
生活の安心・安全の確保を図るための交通安全対策の方策について研究検討している
ところです。平成23年度においては、町道郷之口岩山線で「速度注意 制限速度時
速30km」の啓発のぼりや啓発看板を設置し、本年度には既存のオーバーハング標識を
活用して、「注意！この先 制限速度時速30km」の啓発看板を設置し、通行車両の
速度抑制と注意喚起を図ることとしております。

また、工業団地管理組合においても、本町の交通安全検討会議の要請を受け、宇治田
原工業団地交通対策委員会を設置していただき、通勤車両に緑色のワッペンを取りつけ、
交通安全運転に心がけていただいております。本年の4月17日には町内9カ所において啓
発活動を行っていただいたところでございます。

今後も引き続き、関係機関と連携し、交通安全対策に取り組んでまいりたいと存じま
す。

以上でございます。

○議長（西谷信夫） 田中修君。

○6番（田中 修） 新名神高速道路の開通に伴います今後のまちづくりにつきまして、
ただいま答弁をいただきましたけれども、今日まで進めていただいている内容等、私も
そのとおりであるとよく理解はいたしております。

南海地震の発生率が10年以内で10%から20%、30年以内では60%、50年
以内では80%から90%であると言われております。毎日、多くの住民が来庁されま
して、また、庁舎内で働いている職員の安全を思いますと、耐震改修は早い時期に実施
しておかなければなりません。

私の申し上げておりますのは、新名神高速道路の全線開通が向こう8年から10年で完成できるとの情報も聞いております。今すぐに庁舎新築移転にかじを切れとは言っておりません。今までと違い、近い将来、確実に開通のめどが立った新名神高速道路と、それに伴い山手線、南北線の開通を考慮して、今後の庁舎をどのようにしていくかをいま一度、これからの財政事情もしっかりシミュレーションをいたしまして、住民が納得される方向を打ち出すべきではないかと思うわけです。

本町を取り巻く道路情勢の改善化に伴い、経済情勢の好転も大きく期待できると思われれます。本町の10年後、20年後、このあり方をよくシミュレーションをしていただきまして現庁舎の改築改修を進めていくべきと思いますが、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（西谷信夫） 町長。

○町長（奥田光治） 先ほど総務課長のほうから御答弁を申し上げましたとおり、きょうまでの経過なり考え方につきましては、そのとおりでございます。現時点でも変わらないわけでございますけれども、田中議員から御提言がありますように、この4月20日に新名神の凍結が解除されたということは、非常に大きな環境の変化と言いますか、社会情勢の変化になるのではないかなというふうに思っております。

そういう中で、町といたしましても、今後、さらに新名神の建設を促進することとあわせて、インターチェンジを活用した第4次総合計画のまちづくりを大きく前進をさせていくことに全力を挙げていかなければならないというふうに思っております。

そういう中で、現時点におきましては、2023年の供用開始を目指されているということでございますけれども、懸案であります国・府道の改修、そしてまた朝夕のラッシュを解消するための山手線の全線開通、そしてまた新市街地を形成します南北線の延長、こういったものをこの機会に大幅に前進をさせていかなければならないというふうに思います。

こうしたインフラ整備の諸事業につきましては、国や府のさまざまな有利な制度を導入することは間違いのないわけでございますけれども、何といたしましても補助金交付金の裏負担がございます。これに町、厳しい財政の中で、手だてをしていかないことには、幾ら名神を活用したと口先で言いまして、事業は前進させることができないわけでございますので、今後におきましては、当面、新名神が開通されますまでの間に、同時にこういう大規模な事業の財源を確保しながら、まちづくりの諸事業を大きく前進をさせていかなければならないというふうに思っております。

それとあわせて、公共事業の大幅な国家予算の削減の中で、下水道も非常におくれております。庁舎よりも下水道を先に完備してほしいと、快適な文化生活をとというような、そういう住民要望もあるわけでございます。こういった進捗もさらに今後図っていかねばならないということで、今後、ここ10年ないし15年、本当に財源のいる大型事業を推進していかねばならないという、そういう事情がございまして。これにはしっかりと取り組んでいかねばならないこととございまして。

そういう中で、去年の3・11の東日本大震災、そしてまた、必ずここ数十年の間に発生確率が高くなっておりますけれども、南海トラフを中心とした大地震、こういった問題がございまして。そしてまた、最近の異常気象の中で局所的な集中豪雨、こういったものにも対応していかねばなりませんので、それは、住民の安心・安全、災害から命を守る、財産を守る、こういった拠点となります役場、災害対策本部を設置しております役場庁舎、これの耐震をしっかりと図っていくことが急務なこととあります。

当初、耐震補強ということだけで考えておったわけでございますけれども、議会の中でも、耐震補強とあわせてバリアフリーの整備も同時にという御意見もいただいてまいりましたし、去年の調査をする中で、耐震補強を図る中で、この建物の特殊性といえますか、ほとんど特に3階などは骨組みだけになってしまうというような形にした耐震補強をしなければならない。そしてまた、1階につきましては、地中ばりを補強しなければならないというような、そういう大規模な改修になってまいります。

そういったことで、外壁等も相当の面積でさわらなければならないというようなこととございまして、そういった大がかりな耐震補強になりますと、あわせてバリアフリーとともに大規模改修といえますか、そういう考え方が出てまいったわけでございまして、この間、議会にも説明をさせていただいたのはそういうこととございまして。

そういう中で、現時点におきましては、私の考え方といたしましては、これからのまちづくりを先ほど言いましたようなことをしっかりと進めていって、町のここ10年でしっかりとそういう大型事業に取り組んでいく。その後に、新名神も含めまして、20年後あるいは30年後にその効果が出てくるのではないかなというふうに思っております。

その時点では、当然、今のこの庁舎を未来永劫使うということではなくて、やはり住民の皆さんの最低限のインフラ整備も終わって、もう庁舎も新しいのを建ててはどうかという、そういう住民の皆さんの大方のお声をいただく時期が必ず私は来るというふうに思っておりますので、そのときには、そういった移転も含めて考えていかねばなら

らないのではないかなというふうに思います。

それと、この際ですので、若干つけ加えさせていただきますと、総務課長のほうからは25億から30億と申しましたけれども、あくまでこれは仮定の話でございますけれども、庁舎のほうは補助金が一切ないわけでございますので、災害対策本部の耐震については若干交付金がございますけれども、大半が単独、単費でやらなければならないということになります。単費ということになりますと、現在の庁舎建設基金、8億4,000万円ほどですけれども、これをやはり今後の財政をしっかりと健全化を維持する中で、少しずつ蓄えていくこと、これも大事ではないかなというふうに思っております。

そういうことからしますと、平成22年に財政改革ということで一応の建て直しは図られまして、現時点では13億円超の財政調整基金を持っておりますけれども、これとて、今後の景気の動向によりまして、どのように転換、推移していくかわからないという事情がございます。

そういう中で、今後の決算の折には、そういった大規模な諸事業をどのような財源で計画的に進めていくかということと、それと財政基金の運用をどのようにするか、そして、庁舎建設基金にどれだけ最終的に回せるか、そういう考え方でこれから毎年の決算の時期に判断をしていく必要があるというふうに思います。

そのときには、議会とも十分協議をさせていただいていかなければならないというふうに思っておりますけれども、いずれにいたしましても、今まで申し上げておりますように、庁舎建設基金に積み立てるのは、先にとるのではなくて、やはりそのときそのときの町の施策を福祉も含めて、教育も含めて、しっかりと手だてをして、近い将来に対する財政貯蓄もしっかりと持っておく。その上で余裕のあるものについて基金積立をしていこうと。こういう流れで財源を確保していくことになるのではないかなというふうに思っております。

そういったことで、とりあえず大規模耐震改修、耐震補強を図り、あわせて今後、詳細設計をしますけれども、詳細設計の中で、極力必要なものに大規模改修なりバリアフリーはとどめていくということで、今3億8,000万の数字がひとり歩きしてはいますが、これにつきましては、今後、詳細な内容が固まりましたら協議をさせていただいて、とりあえず急ぐのは大規模改修、耐震補強、これをやっていくということを最優先にしながら、10年、20年の長寿命化を図っていく。大事に使っていくという、そういう10年、20年の長寿命化を図る中で、今後の先ほど言いましたまちづくりの

展望を開いて、庁舎の建てかえの展望も今後開いていく必要があるかというふうに思っております。

したがって、繰り返しになりますけれども、庁舎移転、新築移転は凍結ということではなくて、そういうこともこれから大きなまちづくりの課題の一つとしてとらまえて、総合的にまちづくりを推進していきたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

なお、もう一点だけつけ加えさせていただきますと、仮に30億かかるといたしまして、やはり私は半分から3分の2は貯金を持っておかないと庁舎というのはできないのではないかなというふうに思います。

仮に、3分の1ですと10億になるわけですけれども、10億借りますと、20年償還、30年償還があるわけですのでございまして、5,000万から6,000万ぐらい毎年返していかなければならないということになります。5,000万から6,000万ぐらいですと、何とかしっかりと財政運営をしていければ、めどがつく数字ではないかなというふうに思っていますので、今後の財政運営をしっかりと健全化を維持しながら、しっかりと財政運営、行財政運営を推進していく中で、将来のあるべき庁舎につきましては、さらに皆さん方の御意見もいただいて検討を加えてまいりたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○議長（西谷信夫） 田中修君。

○6番（田中 修） ただいま町長のほうから非常に詳しく御説明をいただき、他の事業のことも考えながら、これから進めていくというようなことでございました。

その中で、耐震工事と庁舎の改修に向けましては、進めていくとのことであると思います。私は、もうこれ以上、これについての質問はいたしませんけれども、新名神高速道路の建設が発表されました先般の4月20日以降の私の思いの一端を述べますと、やはり10年後には町の様子がはっきりと変わるとわかった今、庁舎全面改修で多額の金額をかけて、これでよいのかどうか、再度検討が必要ではないかと思っております。

しかし、耐震工事だけはやはり早急には実施しなければなりません。新名神高速道路を中心に山手線、南北線の全線が開通し、変わりゆく町に合わせて、お茶と材木の町にふさわしい、価格が安く国も奨励しております木造建築の庁舎建設なども視野に入れて考えるべきで、急変する国の施策や社会の情勢に柔軟に対応していくということも大変大事であると思います。

私たちは、庁舎全面改修については、将来に負の遺産を残さないように慎重の上にも

慎重に進めていかなければならないと申し上げまして、私のこの件についての質問は終わります。

続きまして、交通安全対策について申し上げます。

本町の生活道路の安全対策につきましては、町職員の方々によります交通安全推進街頭啓発活動や、地元住民、警察署、関係機関の職員等で構成された交通安全対策会議も立ち上げていただき、いろいろな角度から安全対策に取り組んでいただいております。

答弁の中にもありました工業団地管理組合によります宇治田原工業団地交通対策委員会も設置していただきまして、約2,000台のマイカー通勤車両の交通安全マナーの徹底に取り組んでいただいていることにつきましては、敬意を表するものであります。

京都府の第9次京都府交通安全計画、平成23年から27年にかけての計画なんですが、これにおきましては、人間、交通機関、交通環境の3要素を科学的な調査、分析、予測等を充実させ、適切かつ効果的な施策を総合的に強力に推進するとされております。

人間や交通機関に係る安全対策は、啓発活動等で進められておりますが、交通環境に係る安全対策につきましては、道路の幅員や形状等で、ガードレールで車両と歩行者の分離は難しい面があるとは思いますが、特に役場庁舎前を通過する町道郷之口岩山線、これにつきましては、郷之口会館、町役場、そして、やすらぎ荘、中央公民館、荒木公民館、総合文化センター、維孝館中学校、岩山会館などの多くの公共施設とつながっております。高齢者や子供たちの利用も大変多い路線であるわけですが、依然として朝夕の通過車両が非常に多い状態が続きまして、そのスピードも50キロをはるかに超えて走行する車両も後を絶たない状態であります。

標識やのぼり等での啓発では効果に限界を来たしているのが現状で、効果的な交通環境の整備を進めていかなければならないわけで、スピードを出したくても出せない道路環境づくりを行なう必要があると考えます。関係機関と協議をいただきまして、歩車道分離も含め、横断歩道の増設や路面が凹凸に見えますカラー舗装等の安全対策をぜひ進めていただきますように御提案申し上げます。この件の質問を終わりたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（西谷信夫） これで田中修君の一般質問を終わります。

引き続きまして、9番、森山高広君の一般質問を許します。森山君。

○9番（森山高広） それでは、通告に従いまして、9番、森山高広が一般質問を行います。

今回は1件で、ITについてです。

まず初めに、宇治田原町のホームページについてです。最後に模様がえをしたのはいつなのかわかりませんが、かなり長い間、同じデザイン・レイアウトとなっています。使い勝手、レイアウト、見やすさ、写真のサイズ等を含め、もうそろそろ更新の時期が来ていると思いますが、いかがでしょうか。町の広報と比べると残念ながら見劣りすると思います。

例えば、3月議会で平成24年度のいきいき宇治田原職員提案制度の中で、宇治田原町のいいところ発信事業や、まちの名人～あんな人、こんな人～紹介事業が紹介され、町のホームページで情報発信を行うとありました。とてもおもしろいアイデアであるとは思いますが、今のままのホームページでは、見やすさなどの面がかなり劣るため、情報発信が十分に発揮できないと思います。こういったいいアイデアを持っているのだから、情報発信をする場所をもうそろそろ改良するべきではありませんか。

次に、フェイスブックの活用についての件です。ソーシャルネットワークの一つである、フェイスブックを御存じだと思いますが、多くの民間企業はもちろん、日本においても自治体で使用され始めています。

例えば、石川県七尾市、長野県小諸市、福井県あわら市などがあります。一番の利点は、住民との密なコミュニケーションが図れることとされています。協働のまちづくりを掲げている宇治田原町にはフェイスブックはうってつけではないでしょうか。ぜひフェイスブックを活用してみたいはいかがでしょうか。

○議長（西谷信夫） 山下総務課長。

○総務課長（山下康之） 本町ホームページについての御質問に御答弁申し上げます。

本町ホームページにつきましては、インターネットを活用して、お茶の町宇治田原を広くアピールすることを目的に平成10年2月に公開し、当初、1日10件程度であったアクセス数も、最近では多い日で1日200件を超えるアクセスをいただくようになりました。

公開当初は、宇治田原町の概要が特産品などを対外的に紹介する内容が主でありましたが、町内におけるADSLや光ファイバーといった各家庭でのインターネット利用が進む中で、町ホームページにつきましても、平成15年度に防災やごみ収集などの暮らしに関する情報を追加するリニューアルを行い、翌16年度には、それまで外部委託を行っておりましたホームページの作成・更新作業をすべて職員が行う形態へと変更し、迅速かつ自由度の高い情報を費用をかけずに公開することが可能になりました。

森山議員の御質問にありました町ホームページのデザインにつきましては、平成

20年2月に現在のトップページデザインにリニューアルし、その後、カテゴリーの追加などの軽微な修正を行いながら現在に至っております。

自治体ホームページという性質上、古いパソコンをお使いの方にも安心して閲覧していただけるように、動画や最新の技術は利用しないよう心がけております。また、専門業者への外部委託や、CMS（コンテンツマネジメントシステム）と呼ばれるホームページを作成、更新するシステムも利用していないことから、デザイン的に見劣りすると感じられる箇所はあると思いますが、見やすさと操作性には十分配慮してページ作成を行っているところであります。

また、御質問にございましたいいところ発信事業につきましては、中学校卒業までの子育て支援医療費助成事業や生ごみ処理機購入補助など、宇治田原町ならではのいいところを一覧にまとめ、いいところ紹介ページとして町ホームページ上で公開することで、初めて宇治田原町のホームページを閲覧される方はもちろん、住民の方にも宇治田原町のいいところを再認識してもらうためのページとして、トップページへのリニューアルも検討しながら作業を進めているところであります。

次に、フェイスブックの活用について答弁申し上げます。

質問にもありますように、現在、多くの民間企業や著名人がフェイスブックやツイッターといった、ソーシャルネットワークサービス（SNS）を情報発信または情報交換ツールとして活用されています。これは、インターネットを利用した情報機器が、パソコンから携帯電話やスマートフォンといった個人で所有する移動端末へ移行していることのあらわれであり、いつでも、どこでも、だれでも、インターネットにつながるユビキタス社会の実現に向けた取り組みの結果でもあります。

本町におきましても、フェイスブックが情報発信の有効なツールであることは十分理解しているところでありますが、個人情報や誹謗中傷などの書き込みへの対応や、企業や学校ではフェイスブックに代表されるソーシャルネットワークサービスに閲覧規制をかけているところも少なくないなど、活用にあたって幾つかの課題もあることから、今後、町ホームページのリニューアルも含めて慎重に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西谷信夫） 森山君。

○9番（森山高広） 町ホームページですが、最新の技術や動画は特に必要があるとは思いません。どの程度古いパソコンを想定しているかわかりませんが、最新の技術を利用しなくても十分によいページをつくることができると思います。やはりデザインによる

見やすさ、構造による操作性には、改善の余地がありますので、もしリニューアルする場合には、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

フェイスブックですが、若い人を中心に急速に拡大しています。宇治田原町でも多くの人が利用を始めています。フェイスブックの場合、実名登録が基本ですので、誹謗中傷の書き込みは起きにくいと考えますが、七尾市などのフェイスブックを利用している自治体への視察を含め、慎重かつ大胆に検討していただきたいと思います。

これにて一般質問を終わります。

○議長（西谷信夫） これで、森山高広君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。2時30分より会議を再開いたします。

休 憩 午後 2時18分

再 開 午後 2時30分

○議長（西谷信夫） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番、原田周一君の一般質問を許します。原田君。

○2番（原田周一） 通告に従いまして、2番、原田周一が質問いたします。

今回の質問は3件であります。

まず1件目は、緑苑坂地区における避難路対策についてお尋ねいたします。

22年の6月議会で、国道307号線から緑苑坂地区への進入路は山手線のみで、当該道路が通行不能になった場合、陸の孤島になるとの質問をしましたが、町道宇治田原山手線が不通になった場合の対応策も考えなければならない問題と認識しているとの答弁をいただきました。防災面からの対応策は必要との認識を示され、防災担当と調整を図りながら検討することでしたが、2年経過した今、現状はどうかお尋ねいたします。

2問目の質問は、緊急時の学校対応についてであります。

午前中にも通学路の安全対策については種々質問があったわけですが、危機管理のあり方について質問いたします。

5月29日午後2時半ごろの事象ですが、本町において、大変な雷、強風、30分ほどの豪雨と3つが重なり合う状況が発生しました。

その中を緑苑坂、湯屋谷方面に明らかに低学年と思われる六、七名の班集団で3グループ20名ほどの児童の下校の姿がありました。道中にある畑で農作業をしていた方が複数目撃されておりましたが、雷、強風、豪雨で自分の身を守るのが精いっぱい状況のもとで目撃されております。そのうち3名ほどの生徒が学校のほうへ戻る行動をとっ

たようですが、その他の児童はそのまま前進して行ったようです。学校を出てから100mから200mの距離の出来事で、雨の降り出し前には、空が暗くなっており、また雷も相当発生した状況のようです。

今回のケースは、下校開始直後の事象と思いますが、時間的には5分以内の出来事と推察されます。また、数名が傘を差していたそうで、結果的には強風のため役に立たない状況のようでしたが、雷のひどい状況で、その判断は正しいのでしょうか。

このようなケースでの学校などの危機管理はどのようになっているのかお尋ねいたします。

私は、3月議会において、東北大震災での教訓及び日ごろからの訓練の重要性を訴えてきました。その後、マニュアルなどの整備及び訓練など進んでいるかお尋ねいたします。

3問目は、図書館についてであります。

過日、23年度版宇治田原町統計書の配布がありました。その中の図書館利用について、利用状況及びサービス指標のデータが記載されておりました。18年から22年までの5年間のデータですが、登録者数、これは延べ人数、蔵書冊数はふえているのに、人口1人当たりの貸出者数、登録者1人当たりの貸出者数、そして貸出冊数などが減少しています。その結果、蔵書回転率も18年の1.3から22年では0.9と大きく落ち込んでいます。

民間企業に勤務していた経験から、回転率が0.4も落ちるということは、管理上大きな問題であります。公立図書館の実態とはいえ、幾分仕方のない事情も理解できますが、同様の規模の図書館と比べ、このような結果を踏まえ、どのように評価し、認識されているかお尋ねして、1回目の質問といたします。

○議長（西谷信夫） 山下総務課長。

○総務課長（山下康之） 緑苑坂地区の避難路についてでございますが、以前にも答弁申し上げましたが、緑苑坂地区周辺には農道も整備されており、緊急時においては、これを利用させていただく方法もございますが、慎重な検討が必要であるとの認識を持っております。

平成23年度には、改訂した宇治田原町防災マップ（土砂災害・田原川洪水ハザードマップ）において、緑苑坂地域は、土砂災害の発生するおそれも低い状況であります。消防団や緑苑坂自主防災会等とも連携を図りながら対応してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、山手線全線の建設が根本的な対応策となるものであります

ので、今後、その方向で取り組みを図ってまいりたいと考えております。

○議長（西谷信夫） 光嶋教育次長。

○教育次長（光嶋 隆） 2点目の危機管理について答弁申し上げます。

昨今の気象状況は、地球温暖化の影響が大きいと言われていますが、以前では考えられないような異常気象が生じてまいっております。

昨年7月28日の時間雨量が100ミリを超える記録的な局地的集中豪雨もそうでしたが、わずか10キロ程度しか離れていない京田辺市では降雨がないなど、これまでの常識が通用しなくなってきていることは明らかです。

児童・生徒が下校する際に、天候の急変があったらどうするか、急に雷鳴がとどろき出したらどうするか、一たん校門を出てしまえば行き届かない点があるのは事実であり、日ごろから子供たちに対して危機管理に関して意識させること、学習させることは、とても大切なことだと思います。

こうしたことは、学校内においてだけでなく、各家庭においても対応いただきたい課題であり、登下校時における安全指導や不審者対策などとともに幼少期から教え込まないと、災害に遭遇してからでは遅きに失したと後悔することになると思います。

そうした子供たちに対する指導とともに、忘れてならないのが学校みずからの意識の問題であります。授業が終わり、下校時間を迎え、子供たちを送り出す際、その時々々の状況に応じた対処の仕方があると思います。

かんかん照りの酷暑、雨降り、強風が吹く、さまざまな状況の中で、子供たちに注意を促し、場合によっては下校を見合わせるなどの対応が必要な場合もあると思います。

先日のような天候異変の場合にあっても、空を見上げれば真っ暗だとか、遠くで雷鳴が聞こえるなど、状況を察知すれば、インターネットで降雨状況などがリアルタイムで入手できる時代でもありますので、的確な判断は可能であると思います。

今後、夕立がふえる時期を迎えることもありますので、交通安全面の指導に加え、天候に対する認識を高めて、十分に対応するように学校とも連携を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（西谷信夫） 中辻教育課長。

○教育課長（中辻 正） 3点目の図書館について御答弁申し上げます。

町立図書館につきましては、平成8年6月に開館、以来15年間、住民はもとより、在勤者の方、その他多くの情報を必要とする人たちに適切で迅速な情報提供をするなど、本町における生涯学習の拠点として活用されてまいりました。

蔵書数は24年3月現在で7万7,185冊を数えております。

御質問の貸出者数、貸出冊数の減少と蔵書回転率の減少でございますが、平成23年度におきます図書館サービス指標につきましては、登録率72.3%、人口1人当たり貸出冊数6.7冊、登録者1人当たり貸出冊数9.2冊、人口1人当たり蔵書冊数7.8冊、蔵書回転率につきましては22年度と同じく0.9回でございます。

本町の蔵書回転率0.9という数字についてですが、日本図書館協会の利用統計資料によります本町と同規模程度の図書館の全国平均値は0.7回で、0.2ポイント上回っている状況であり、全国的に見てみますと比較的高い数字を残しているところでございます。

また、貸出冊数につきましては、雑誌やビデオ、CD・カセット等も含めた貸出合計として数字的にあらわしておりますが、減少傾向にあるところでございます。

この背景といたしましては、活字離れやインターネット、電子図書の普及など価値観の多様化があると思われませんが、提供するビデオ資料の利用が減ってきたことにも原因があると考えられます。

本につきましては、計画的な購入とともに、住民の求める資料の分野をカウンターでの貸出返却業務で把握する中で選定をしております。

ビデオ等の資料につきましては、年ごとの貸出数の増減傾向を分析しました結果、貸出合計とビデオ貸出数に相関関係が確認でき、ビデオを借りに来られた方は、同時に本も借りられることが多いことを示しています。

しかしながら、ビデオ資料は今や新しく購入するのが大変難しい状況となってきております。

こうしたことから、本年におきましては、新たにDVD資料の購入によります視聴覚資料の拡充も図り、貸出数の向上を目指していきたいと考えております。

なお、近隣の同規模程度の図書館におきましても、南部図書連絡協議会での情報交換の場では、蔵書回転率は減少傾向にあるとの報告でしたが、本町と同じく、それぞれに工夫を凝らし、努力されているところでございます。

生涯学習を推進する上での図書館の果たす役割は極めて重要と考えており、今後もより多くの住民の方々に愛され、魅力ある図書館運営に努めてまいりたいと思っております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（西谷信夫） 原田君。

○2番（原田周一） それでは、避難路の2問目について質問いたします。

先ほど、地区周辺には農道も整備されており、緊急時にはそれらを利用する。また、宇治田原防災マップにおいては、緑苑坂地域は土砂災害の発生が低い状況との答弁ですが、確かに宇治田原防災マップには記載がなく、その他地域での危険箇所が多くあることは十分認識しております。しかし、昨年3・11の東日本大震災の例のごとく、想定外の被害が発生しております。

何度も言いますが、当該道路が通行不能になった場合、陸の孤島になる可能性が大きく、先ほどの答弁ですと、徒歩避難は可能ですが、緊急物資の補給路として車両の通行は困難ではないのでしょうか。

山手線全線の建設が根本的な対応策となるとのことですが、午前中にも種々質疑がありました当該道路の北伸工事が最も有効な手段と思いますし、また東西に移動できる手段としての道路も必要と思いますが、どうでしょうか。担当課の見解をお聞きいたします。

○議長（西谷信夫） 黒川建設課長。

○建設・環境課建設課長（黒川 剛） 緑苑坂地区の避難路対策、2回目の質問について答弁申し上げます。

宇治田原山手線の緑苑坂からの北伸につきましては、新名神高速道路が着工されますことから、整備手法を関係機関と協議しながら実施に取り組んでまいりたいと考えており、完成の折には南北の動線が確保できることとなります。

また、当該道路は、現存します町道禅定寺奥山田線と交差いたしますことから、現道との関係についても検討を行い、道路ネットワークの整備が図れるように考えてまいりたいと思っておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西谷信夫） 原田君。

○2番（原田周一） 3回目に移ります。

新名神高速道路の着工により、山手線の北伸によって東西への道路の整備も図れるとの回答をいただきました。災害発生は待ったなしで、いつ発生するかわかりません。早急な対応をお願いしまして、この質問を終わりたいと思います。

次に、緊急時の対応についてお尋ねします。

先ほど、学校みずからの意識の問題も大切との答弁でした。私も全くそのとおりだと思います。私は何でもマニュアル化というのは経験上余りよいとは思っていませんが、職員によってばらばらの対応が発生することはあってはならないことと思います。

また、家庭での対応も課題であるとのことですが、雷の光と音が同時にすればとか、光と音に時間差があればどうか、また雷が近いと大きな木から離れる、また金属製のものは手から離すとか、いつごろ覚えたかわかりませんが、子供のころに家庭とか地域のお年寄りなどにより身についたように思います。

先ほどの答弁で、問題点はよく把握されているように思いますので、学校、地域、行政が一体となって子供たちをはぐくむ体制づくりこそが、日ごろからの危機管理であると考えますので、行政が先頭に立って推進していただくようお願いしまして、この質問を終わります。

次に、図書館利用について、2回目の質問に移ります。

先ほどの答弁で、同規模程度の図書館で、全国的に見ても回転率は全国平均を0.2ポイント上回っているとのこと、また、近隣の同規模程度の図書館でも回転率は減少傾向にあるとのことでした。

私は、町資産の効率活用の面から見ても、最低1.0ポイント以上の数値は確保すべきと考えますが、いかがでしょうか。

先日も新刊の案内であるとか、また、おはなし会の開催など、日ごろから活動をされていることについては承知しておりますし、また評価もしております。

貸出冊数について、雑誌、ビデオ、カセットなど含まれるとのことですが、全国公立図書館共通の問題であることも承知しております。

先ほどの新刊にしても、その選定に当たって、住民のニーズに沿っているのかどうか。

ビデオについては、DVDの拡充を本年度から取り組むとのことですが、例えばCDを借りても歌詞カードが入っていない。そのため歌詞などがわからない。そのために借りる人が減少するなど、改善の余地はあるのではないのでしょうか。

また、開館時間の延長などを検討されてはどうでしょうか。勤務時間の問題などあるとは思いますが、現スタッフの中で勤務時間をずらすとか、あるいは時間延長などの方策をとることにより、勤め人の方の利便性がよくなり、会社帰りに利用することもできると思います。

私は、そのような一つ一つの積み重ねが回転率の向上につながっていくと感じていますが、どうでしょうか。

町財産の限りある資源の有効活用、効率性の向上からも住民ニーズに即した運用が必要だと思いますが、どうでしょうか。2回目の質問といたします。

○議長（西谷信夫） 中辻教育課長。

○教育課長（中辻 正） 図書館についての2回目の答弁を申し上げます。

住民のニーズにつきましては、特に図書の選書につきましては、図書館流通センターによる毎週の新刊全点案内や、利用者の特にリクエスト本を考慮しながら行っております。会議に一般利用者は入っておりませんが、図書館には利用者が求める資料や情報を迅速に提供する使命があることから、利用者のリクエストを十分に反映した選書を図書館協議会の御意見もお聞きする中で行なっているところでございます。

CDに歌詞カードが入っていないとの御質問でございましたけれども、利用者が原本の歌詞カードを紛失された場合、そのCDを弁償し、買い直さなければなりませんし、歌詞カードをコピーして不特定多数の利用者に提示することは著作権法に接触することから、あえて歌詞カードは入れておりません。

また、図書館の時間延長の御質問でございますが、現在、平日は午前10時から午後6時、土曜、日曜は午前10時から午後5時としております。

職員の勤務体制上、さらに開館時間の延長となりますと、職員の増員をしなければならないこととなります。

在勤の方は昼間の時間帯に多く利用されておりますし、土曜、日曜も含めまして開館時間も近隣の図書館と余り変わらず、開館以来、開館時間についての大きな要望もなく、スムーズな運営ができていることから、現時点では延長は考えておりません。

いずれにいたしましても、図書館だよりの発行やバースデーおはなし会、町の乳児後期健康相談とあわせて、司書が絵本の大切さや触れ合う方法をアドバイスするはじめての絵本事業、昨年より実施しております、将来を担う子供たちが本になれ親しみ興味を持ってもらうための子ども司書体験事業や、中学校の総合学習の研修としての紙芝居出前講座なども開催し、幅広い図書館活動を展開し、すそ野を広げ、多くの方の来館と運営のさらなる充実を目指していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（西谷信夫） 原田君。

○2番（原田周一） それでは、3回目に移ります。

先般、文部科学省から、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準が、図書館法の規定に基づき、平成13年7月18日から施行されました。

その中で、市町村立図書館の運営の基本として、住民の需要を把握するよう努めるとともに地域の実情に即した運営に努める。また、開館日時等の項目では、住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の状況や住民の多様な生活

時間などに配慮するものとする」と示されております。

私は、本町図書館の回転率向上は、お茶と文化の町宇治田原にふさわしい施策と考えます。近隣市町村はもとより、国内各図書館から注目される運営を希望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西谷信夫） これで、原田周一君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これにて散会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西谷信夫） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決しました。

次回は6月18日午前10時から会議を開きますので、御参集のほどよろしくお願いを申し上げます。

散 会 午後 2時58分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 西 谷 信 夫

署 名 議 員 今 西 久 美 子

署 名 議 員 森 田 木 一